

笑顔 にぎわい 豊かな環境と共に生きるまち

# (仮称) 第二次天童市環境基本計画

( 素 案 )

天 童 市

# 「笑顔 にぎわい 豊かな環境と共に生きるまち」 の実現を目指して

本市では、平成12年3月に「天童市環境基本条例」を制定し、その条例の基本理念に基づいて本市の四季折々の豊かな自然や歴史文化環境を維持・保全し、次世代に引き継いでいくための天童市環境基本計画を、平成14年3月に策定しました。平成19年3月の見直しを経ながら、公害の防止、ごみの減量、緑と水の保全、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進、環境学習の実践など、様々な取組を進めてまいりました。

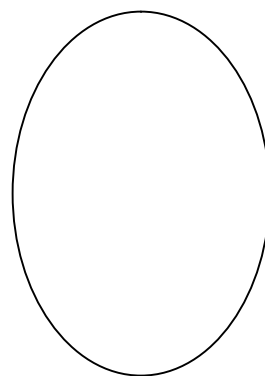
その一方で、洪水、干ばつ、台風等による災害が国内外で発生する都度、気候変動による影響の大きさを認識させられ、平成23年3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故では、災害に対する社会基盤の脆弱さが浮き彫りになるなど、自然との関わり方や社会のあり方に対する私たちの意識に大きな変化が生じています。

このような状況の変化に対応し、新たな視点からの環境づくりに取り組むため、「第二次天童市環境基本計画」を策定しました。平成24年度から平成33年度までの今後10年間にわたり、天童市の新しい環境像「笑顔 にぎわい 豊かな環境と共に生きるまち」の実現を目指すものでありますが、市民、事業者の皆様との協働が何より重要となりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に本計画を策定するにあたり、ご審議、ご助言を賜りました天童市環境審議会委員各位、各地域づくり委員会をはじめ、市民意識調査などで貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民のみなさまに、厚くお礼を申し上げます。

平成24年3月

天童市長 山 本 信 治



# 目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の役割と位置付け	3
3 市民・事業者・行政の役割	4
4 計画が対象とする環境の範囲	5
5 計画の対象地域	5
6 計画の期間	5
7 計画の構成	6
第2章 天童市の概要	7
1 自然特性	8
2 社会特性	10
第3章 計画の目標	17
1 天童市の環境の将来像	18
2 基本目標	19
第4章 重点施策「天までとどけ ごみ減量の <sup>テ</sup> 10DOプラン」	23
第5章 施策の展開	29
1 施策体系	30
2 環境指標及び目標値一覧	32
3 施策の展開	33
<b>基本目標 1</b> 穏やかな暮らしの実現	33
1-1 公害の防止	33
1-2 有害化学物質対策	43
1-3 廃棄物対策	46
1-4 放射能対策	55
<b>基本目標 2</b> 豊かな緑と水の保全・活用	56
2-1 農地・森林の保全と活用	56
2-2 希少な自然の保護	60
2-3 自然とのふれあいの推進	63

<b>基本目標 3</b>	安らぎのある日常環境の実現	65
3-1	歴史文化資源の保存と継承	65
3-2	身近な潤いの創出	67
3-3	まちなみ景観の整備	69
<b>基本目標 4</b>	未来に向けたで足もとからの取組	71
4-1	地球温暖化防止への取組	71
4-2	他の地球環境問題への取組	76
<b>基本目標 5</b>	みんなで学びみんなで参加	78
5-1	環境学習の実践	78
5-2	市民・事業者・行政の協力・連携体制の構築	85
<b>第6章</b>	<b>地域別環境活動の実践状況</b>	<b>87</b>
1	地域別環境活動の実践状況	88
<b>第7章</b>	<b>進行管理</b>	<b>91</b>
1	計画の推進体制と進行管理	92
2	環境情報の発信	94
<b>資 料 編</b>		<b>95</b>
1	天童市環境基本条例	96

# 第1章

---

## 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景と趣旨

本市では、「天童市環境基本条例」に基づき、良好な環境の保全と創造に関する施策を、総合的・計画的に推進するための指針として、平成14年3月に「天童市環境基本計画」を策定しました。この計画の期間は、平成14年度から23年度までの10年間であり、平成19年3月の見直しを経ながら、「人輝き豊かな環境と共に生きるまち」の実現を目指して様々な取組を進めてまいりました。こうした取組みもあって、公害の防止、ごみの減量やリサイクルの推進など、良好な環境の保全と創造に一定の進展がみられています。

その一方で、この10年間には計画を取り巻く状況にも変化が生じてきました。洪水、干ばつ、台風等の災害が国内外で発生する都度、気候変動による影響の大きさを認識させられました。生物多様性の確保や途上国の水不足などの課題が顕在化し、再生可能エネルギーの利用にも進展と課題が生まれています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故では、危険が身近にあることを痛感させられました。今や「安全・安心」が国民的な関心事になるとともに、停電や燃料不足の体験から、以前にも増して省エネルギーに関する取組みを積極的に行う意識が醸成されています。さらに、食料や身の周りの土壌など放射能汚染が新たな環境問題に浮上しました。

本市では、震災による大きな被害はありませんでしたが、少子高齢化・人口減少や地方分権などの社会情勢の変化に対応するとともに、災害への備えを踏まえた環境づくりや地域づくりを進めていく必要があります。

このような状況の変化に対応し、新たな視点から総合的・計画的な環境施策を行うため、「第二次天童市環境基本計画」を策定しました。

## 2 計画の役割と位置付け

この計画は、天童市環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けて、同条例第7条の規定に基づき策定するものです。本市の環境関連計画では最上位に位置付けられます。

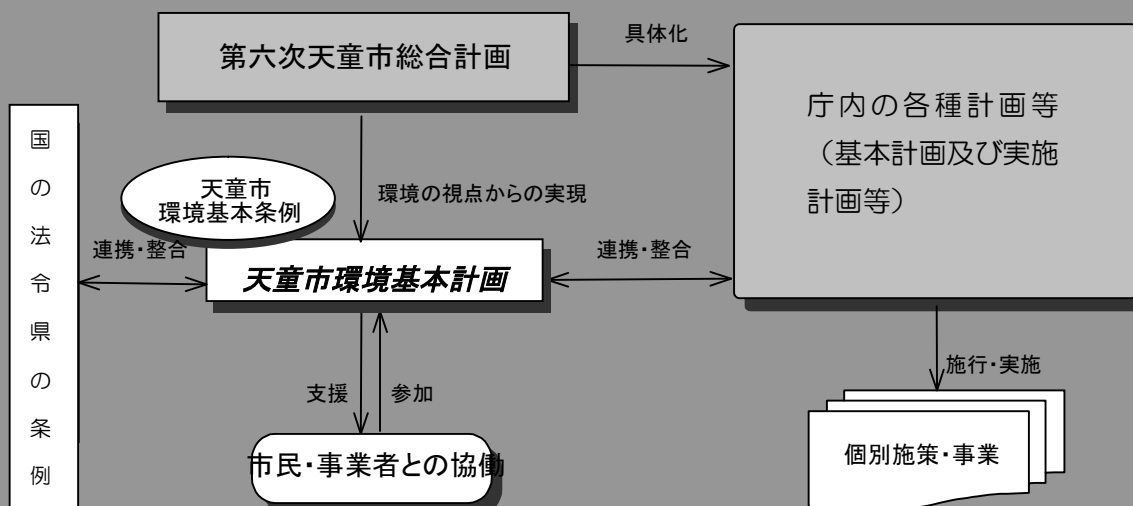
この計画では、長期的・総合的観点から国の法令や山形県の条例、市の各種計画と連携・整合を図ります。さらに、多方面にわたる施策や事業に対し横断的に機能し、市民、事業者との連携を第一義として環境の保全及び創造に取り組んでいくことにより、平成21年度に策定された「第六次天童市総合計画」を環境の視点から実現していく役割を担います。

### 天童市環境基本条例の基本理念

第3条 良好な環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、人類存続の基盤である社会環境が将来にわたって維持されるようにすること。
- (2) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適切に保全されるよう、大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるようにすること。
- (3) 生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全されるようにすること。
- (4) 地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化、歴史遺産が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されることにより、文化環境が良好に形成されるようにすること。
- (5) 地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、及びこれらの循環的利用が図られることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が築かれるようにすること。

### ■天童市環境基本計画の位置付け



## 3 市民・事業者・行政の役割

この計画を効果的に推進するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場、能力に応じて相互に協力・連携しながら、それぞれの役割を日常的かつ継続的に果たすことが必要です。

### (1) 市民の役割

市民は、日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を低減することが望まれます。さらに、市が実施する環境施策に対する協力をはじめ、地域における環境保全活動への積極的な参加が求められます。

### (2) 事業者の役割

事業者は、事業活動が環境に与える影響について認識を深め、公害の防止や自然環境の適正な保全など、環境への負荷を低減するとともに、市が実施する環境施策に対する協力をはじめ、地域を構成する一員として、地域の環境保全活動への積極的な参加が求められます。

### (3) 行政の役割

本市は、郷土の環境の保全と創造を担う一員として、国、県、関係機関と協力し、この計画に掲げる環境施策を総合的・計画的に実施します。

行政もエネルギーや資源を消費する事業者であることから、自らの事務・事業に伴う環境への負荷を率先して減らすことに努めます。

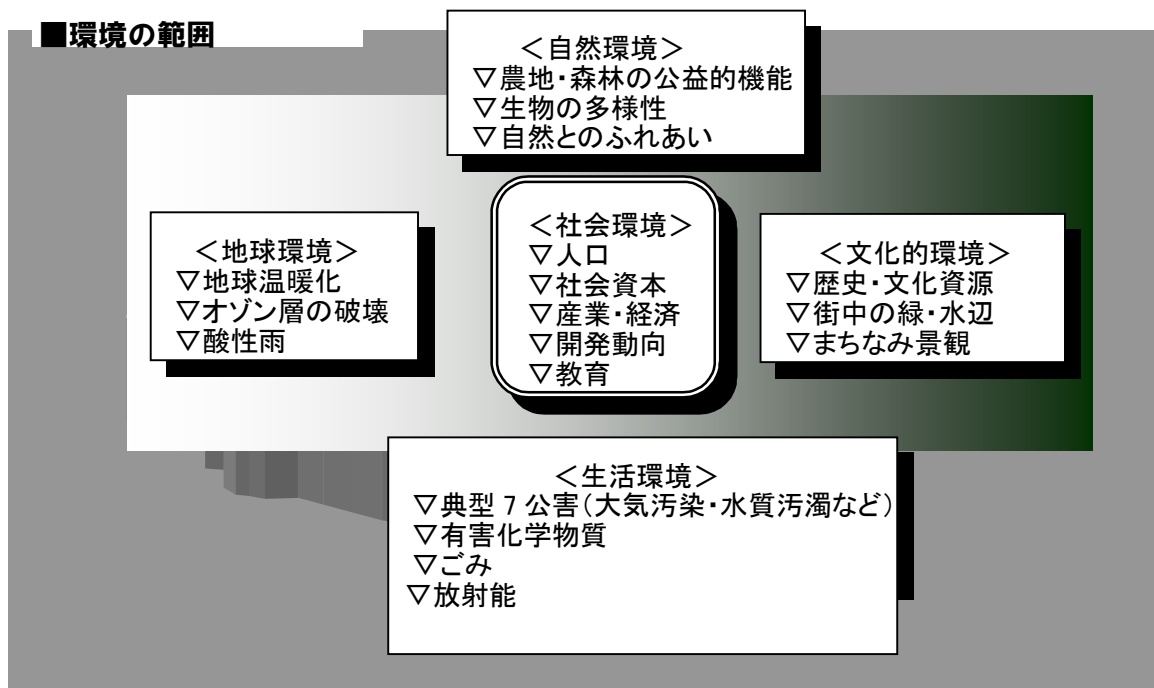
また、市民、事業者が環境保全活動を自主的に推進できるよう、相互の協力と連携体制の整備・支援に努めます。



## 4 計画が対象とする環境の範囲

この計画は、身近な生活環境から地球環境に至るまでの私たちを取り巻く幅広い環境を対象とします。

### ■環境の範囲



## 5 計画の対象地域

この計画の対象地域は、天童市全域とします。

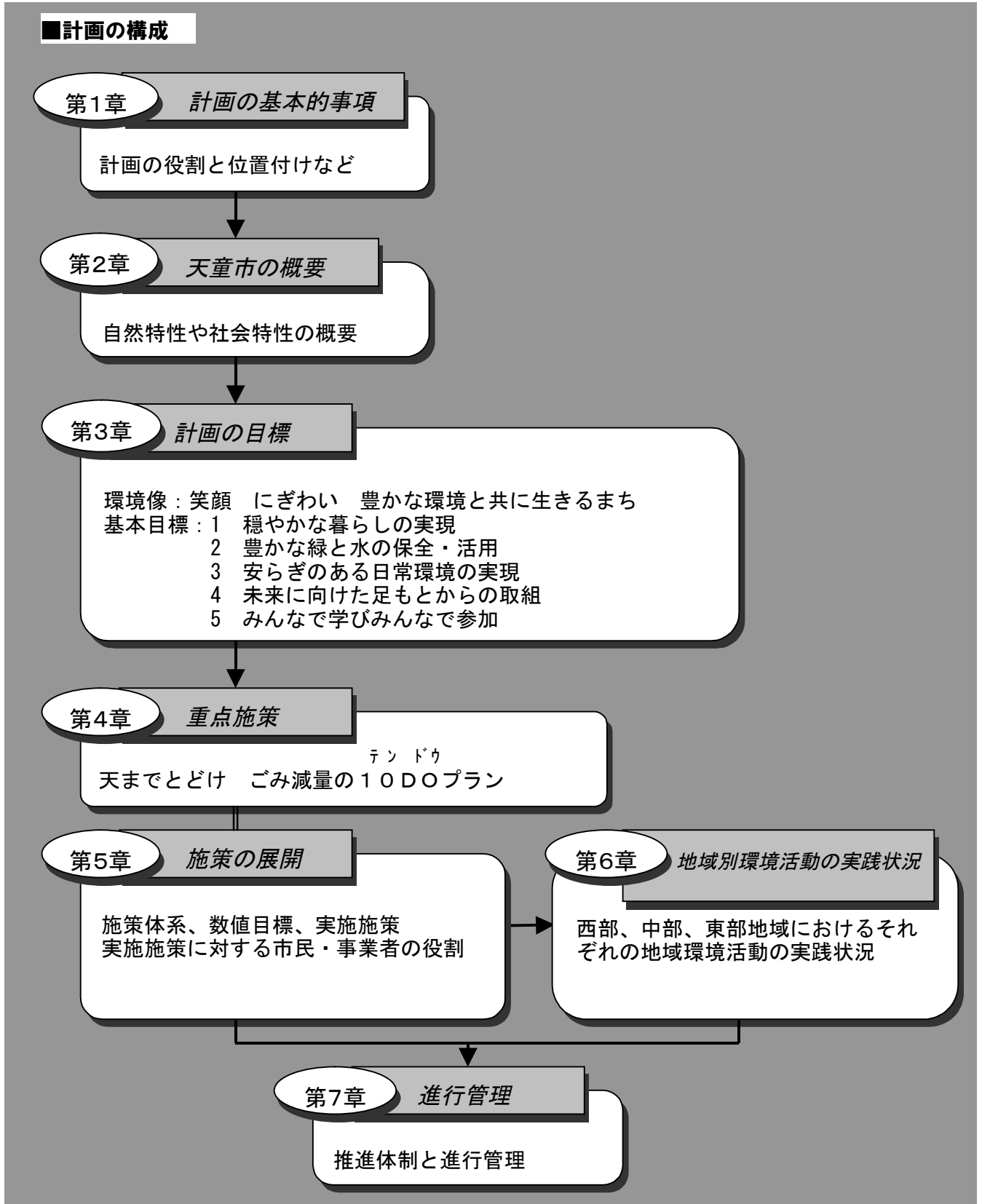
## 6 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。

ただし、本市を取り巻く状況や社会経済情勢などの変化に対応するため、5年を目途に計画の見直しを行います。

## 7 計画の構成

この計画の全体構成は、次のとおりです。



## 第2章

---

### 天童市の概要

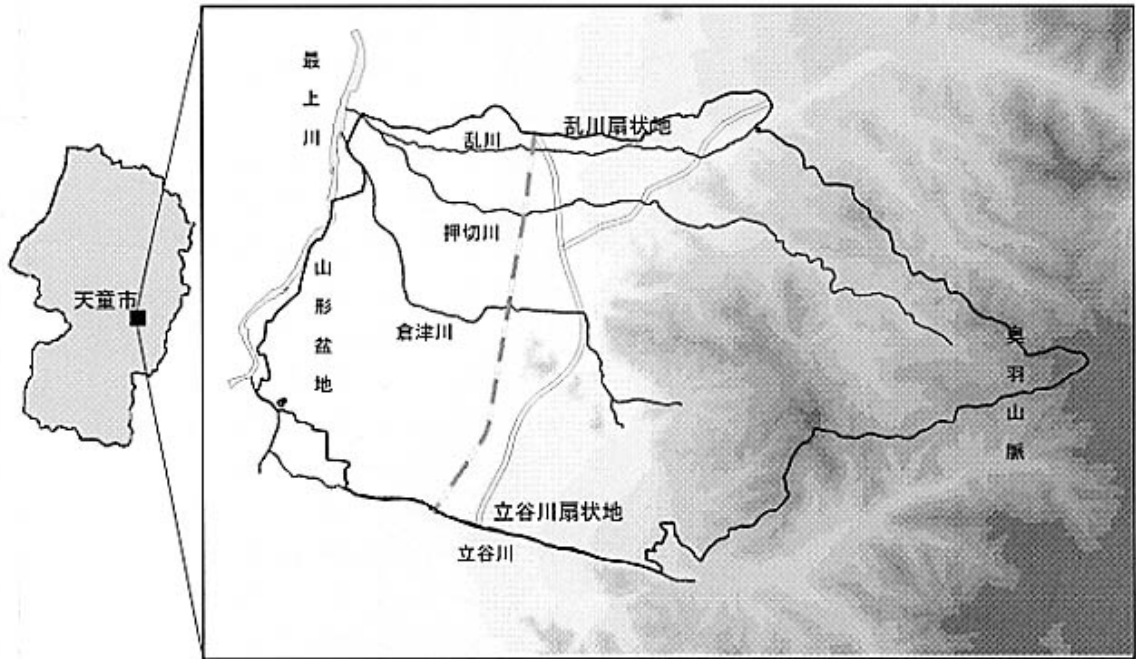
## 1 自然特性

本市は、山形県の中央部東寄りに位置し、市の西部には山形盆地に属する平野が開けています。東部は奥羽山脈に含まれる山岳地帯となっています。面積は113.01k㎡で、県内13市の中では最も小さな面積です。

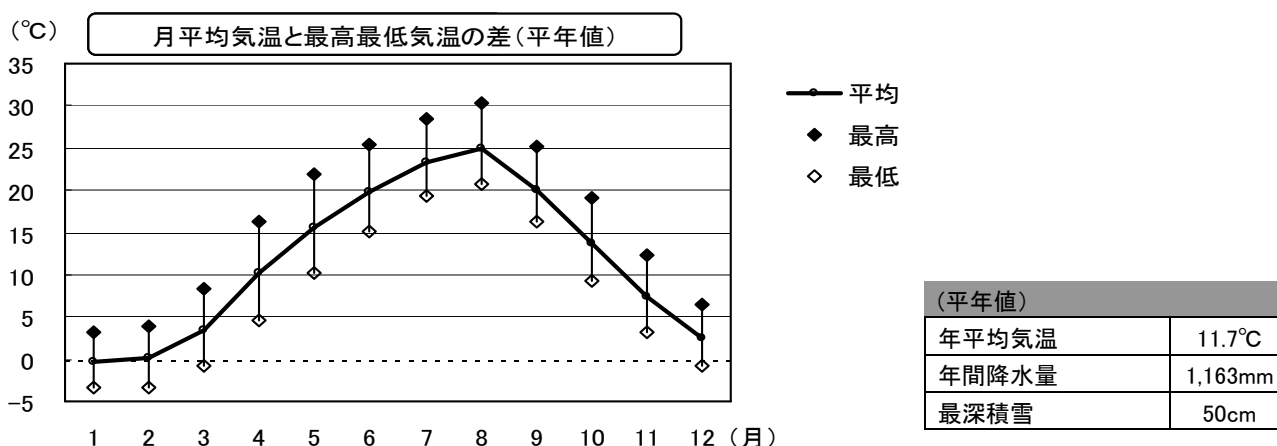
市域に沿って最上川が北に流れ、北部を乱川、中央部を倉津川、南部を立谷川が、それぞれ西に流れて最上川に合流しています。

水源を奥羽山脈に発する乱川と立谷川は、勾配が急なことから砂礫（※1）運搬量が多く、それぞれ乱川扇状地と立谷川扇状地を形成しています。この二つの扇状地の扇端部には湧水があり、古くから人々の生活と密接なかかわりを持ってきましたが、現在、湧水の数は減少しています。

■天童市の地形



気候は、内陸性気候の特徴があり、夏・冬や昼夜の気温差が大きく、降雪量は県内で比較的少ない地域です。天童市に隣接する山形市にある山形地方気象台の観測記録をみると、年平均気温の平年値<sup>(※2)</sup>(昭和46年～平成22年)は11.7℃で、昭和46年～平成12年の平年値より0.2℃上昇しました。各月の最高気温と最低気温の差は、冬季を除き10℃ほどあり、5月の気温差が11.9℃に達するなど、果樹栽培に適した気候を裏付けています。また、年間降水量の平年値は1,163mmで、昭和46年～平成12年の平年値より38mm多くなっています。



(※1) 砂礫

堆積物をつくる岩石の碎屑物のうち、砂や礫など比較的粒径の大きな物質を指す。  
山地河川・扇状地河川の堆積物は、大部分が砂礫からなる特色がある。

(※2) 平年値

気象要素の正常な状態を示す尺度とされ、30年間の平均値をいう。

## 2 社会特性

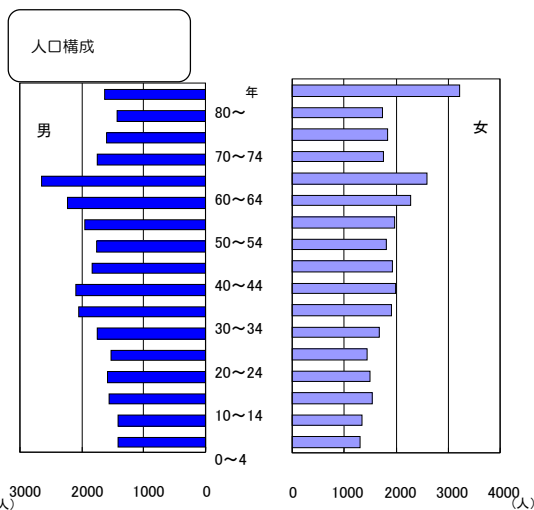
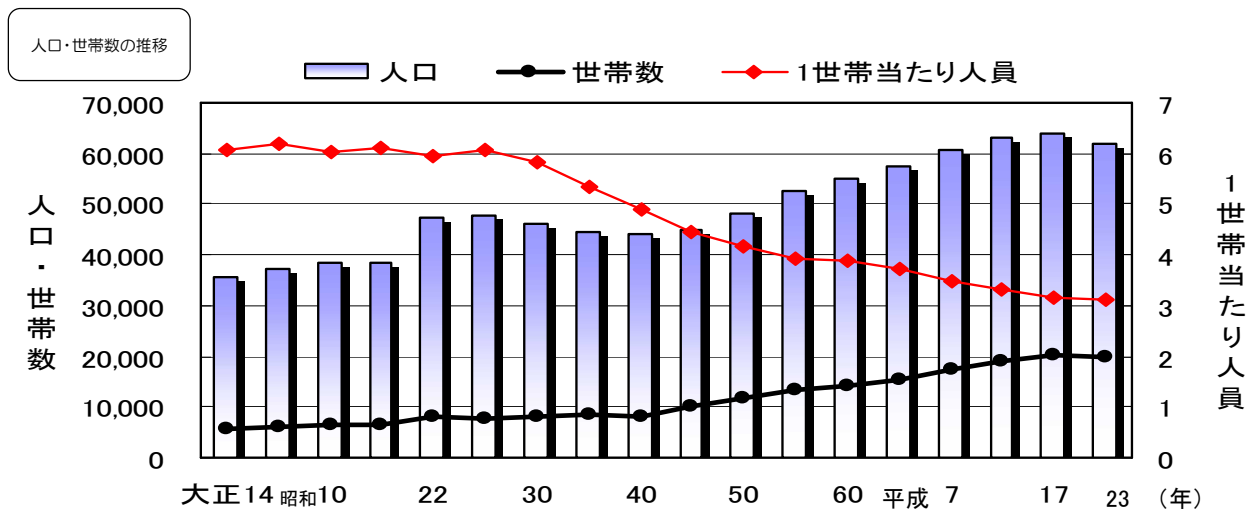
### (1) 人口・世帯数

平成23年8月現在、天童市の総人口は62,098人、世帯数は19,954世帯で、県内では5番目の人口規模となっています。

人口の推移をみると、昭和25年以降減少が進んでいきましたが、昭和40年を境に増加に転じ、平成17年には63,864人（国勢調査）となりました。現在ではまた減少傾向にありますが、天童地区を中心とする中央部は人口の増加が見られます。

また、人口構成は、65歳以上の高齢者が占める割合が24%（平成23年4月1日）と前計画策定時（平成13年11月）の19.6%を大きく上回る結果となっています。県内13市では2番目に低いものの、全国平均23.1%（平成22年）よりも高くなっています。

#### ■人口・世帯の状況



人口の増減（地区別）

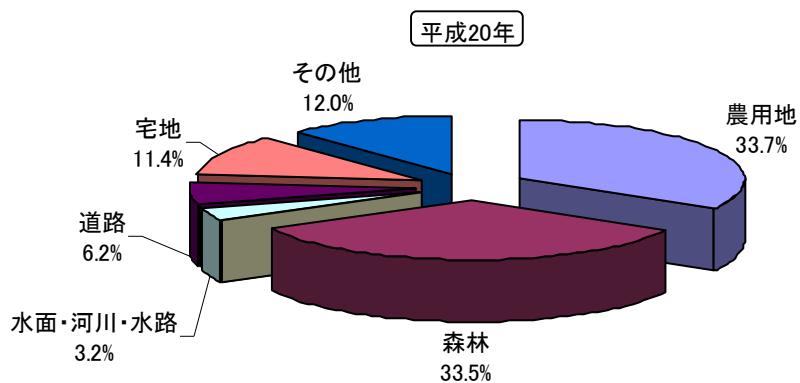
※山口地区の人口は、平成14年度から一部天童地区に計上

地区	平成13年	平成23年	増減
天童	24,253	27,502	3,249
成生	5,191	4,871	-320
蔵増	3,978	3,613	-365
寺津	1,920	1,785	-135
津山	3,959	3,879	-80
田麦野	284	210	-74
山口	6,327	3,605	-2,722
高揃	11,770	4,086	-434
長岡		7,250	
干布	3,328	3,137	-191
荒谷	2,227	2,160	-67
計	63,237	62,098	-1,139

## (2) 土地利用

土地利用状況は、森林 33.5%、農用地 33.7%と、これらの緑の部分の7割近くを占めています。また、宅地は 11.4%となっています。

平成7年から平成20年までの変化を見ると、宅地が 10.1%から 11.4%に増加しているほかは、1%以上の大きな変化は見られません。



資料：天童市国土利用計画

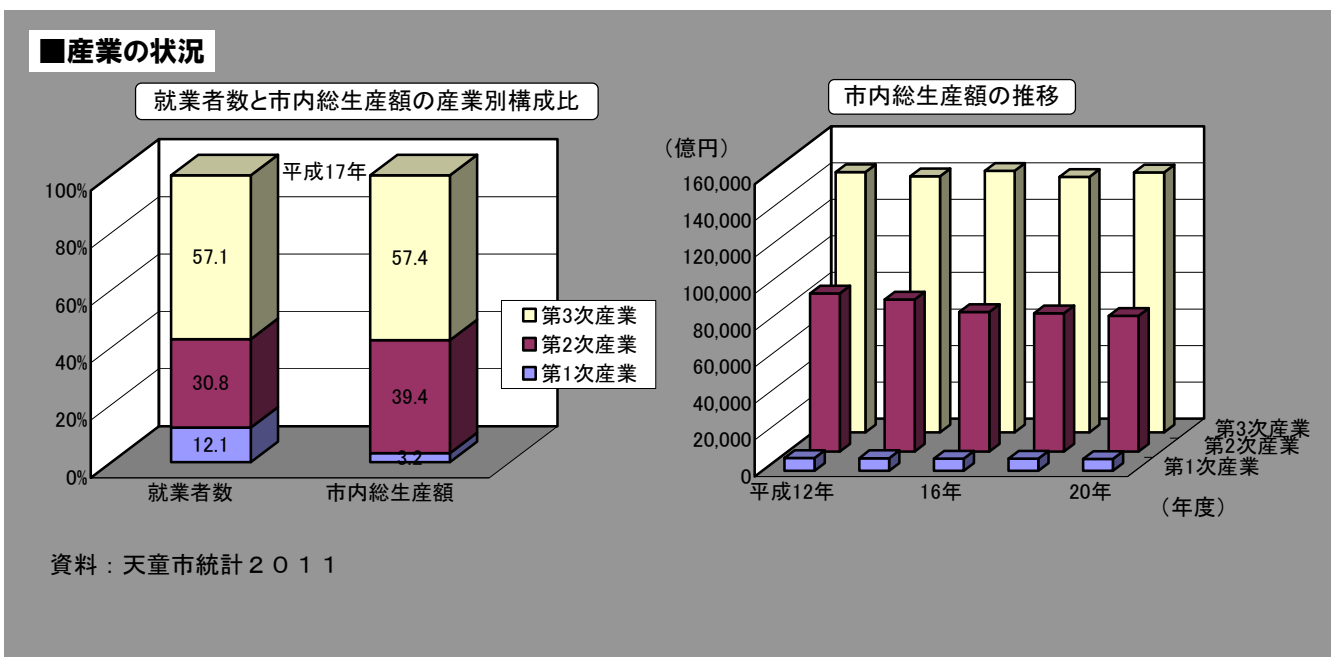
### (3) 産業

本市の産業は、第1次産業が12.1%、第2次産業が30.8%、第3次産業が57.1%となっています。(平成17年10月1日・国勢調査より)

第1次産業では、西部の最上川流域における稲作、北部の乱川の扇状地や東部の丘陵地などを利用した畑作や果樹栽培が盛んです。特に「ラ・フランス」は全国で第1位の収穫量を誇っています。

第2次産業は、昭和40年当時は食料品製造が主力でした。しかし、市域を国道13号・JR奥羽本線(山形新幹線)が縦断し、山形自動車道・山形空港も至近距離にあるなどの交通の便にも恵まれているため、各種工場の進出が目立ち、現在では情報通信機械が製造品出荷額の約5割を占めています。

第3次産業は、産業の高度化や多様化するサービス産業を背景に産業全体に占める総生産額・就業者数の割合が増加しています。



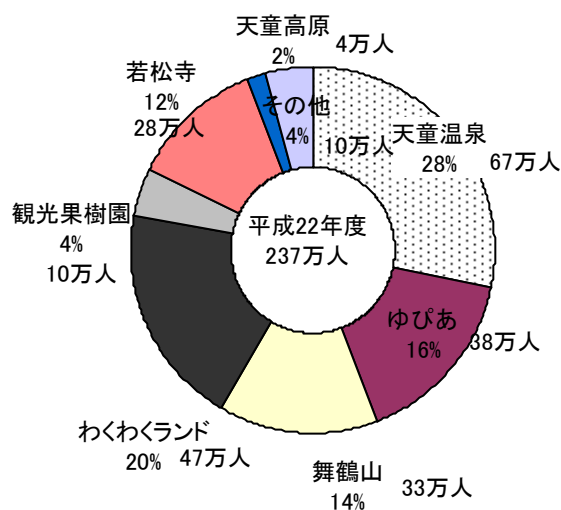


#### (4) 観光

本市の観光は、「将棋の駒」、「天童温泉」、「果物」という三大観光資源に恵まれ、蔵王、山寺から出羽三山・最上川舟下りなどを結ぶ広域観光の中継基地として発展してきました。また、近年は、プロ・企業スポーツにおけるモンテディオ山形、東北楽天ゴールデンイーグルスやパイオニアレッドウィングスの活躍による県内外からの来場者の増加が見られています。

##### ■観光の状況

観光客延人数

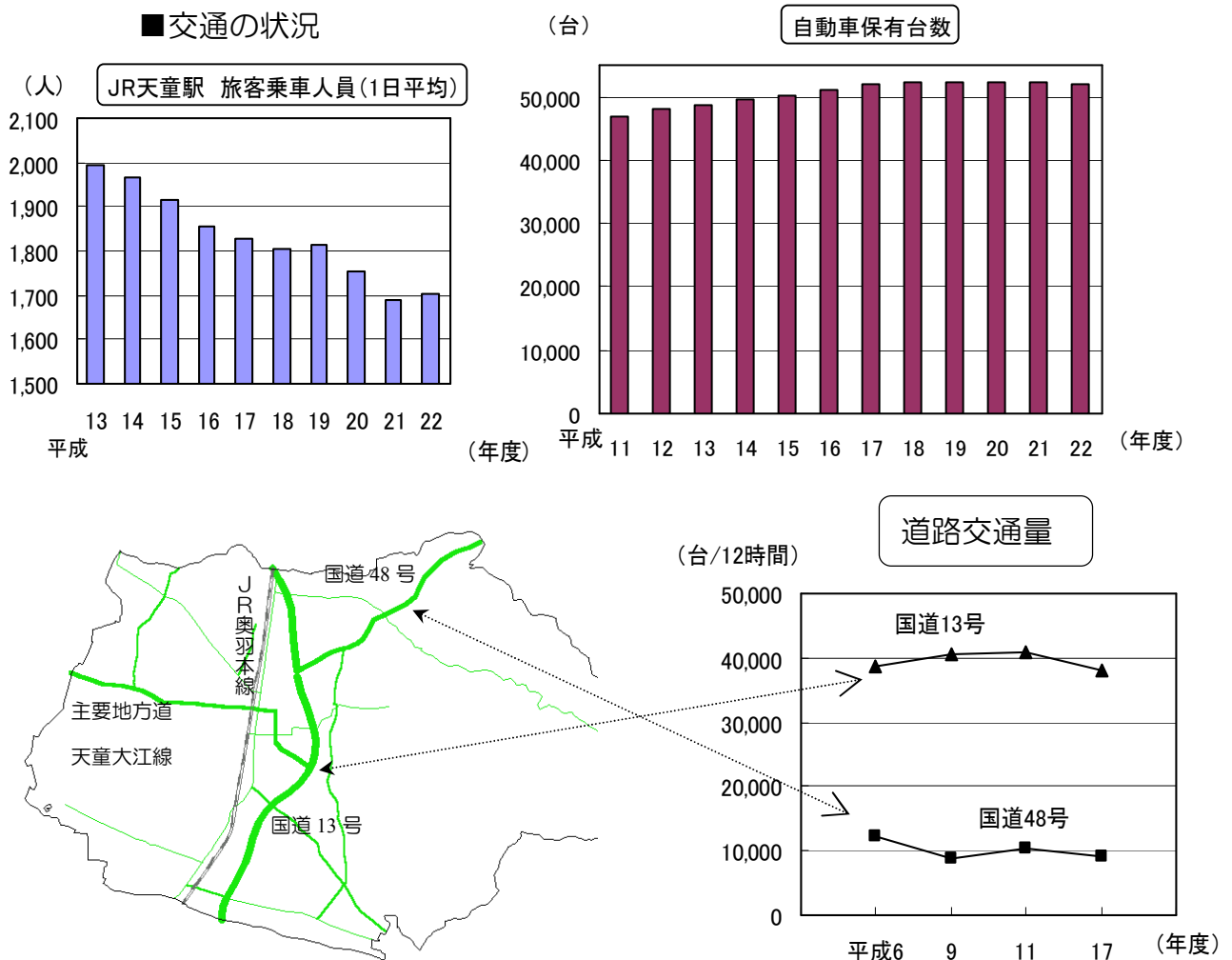


### (5) 交通

本市の主要な交通網として、市の中心部を国道13号とJR奥羽本線・山形新幹線の路線が南北に縦断し、そこから国道48号、主要地方道天童大江線が東西方向に走っています。

高速交通網としては、平成14年に東北中央自動車道の山形上山IC～東根IC間が開通し、県外などへの高速移動を可能にしています。

市内の移動手段として多く用いられるのが自家用車等であるため、自動車交通量が増える一方でバスの利用者は減少する傾向にあります。平成22年には、これまで市内の移動手段として運行してきた市営バスに替わり、予約制乗合タクシーの運行が開始され、公共交通の利用促進と利便性向上が期待されています。



## (6) 将来動向

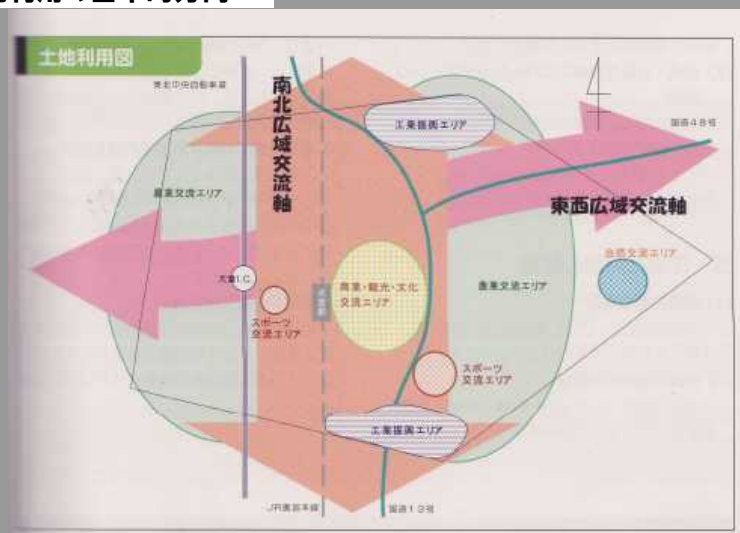
平成33年における天童市の都市状況については、少子化の進行により年少人口の減少が進むと考えられますが、本市の進める人口流出の抑制・回復策の展開により一定の歯止めがかかり、現状に近い数値で推移すると予測されます。

土地利用については、農用地4%（153ha）減少に対して、宅地8.9%（114ha）の増加等を想定しています。

このように、「笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市」の第六次天童市総合計画の都市像のもと、更なる都市化の進展が見込まれています。



## ■土地利用の基本的方向



資料：第六次天童市総合計画

平成23年度 小学生環境・エネルギー問題絵画コンクール入賞作品



全国商工会議所女性会連合会会長賞  
天童北部小学校 6年 笠原 菜由さん  
「環境エネルギー問題」



天童市教育委員会教育長賞  
天童中部小学校 5年 奥山 圭悟さん  
「分別すれば資源に」



天童商工会議所会頭賞  
高掬小学校 1年 鈴木 心海さん  
「ちきゅうをきれいに」



天童市長賞  
長岡小学校 6年 東海林芽衣さん  
「みんなで地球を守ろう」



天童商工会議所会頭賞  
津山小学校 4年 鈴木愛梨朱さん  
「リサイクルでエコなくらし」

## 第3章

---

### 計画の目標

## 1 天童市の環境の将来像

「第六次天童市総合計画」では、理想とする将来の都市像を、「笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市」としています。

本計画は、人と自然とのかかわりを健全な状態に保ち、資源の適正管理や循環的利用を基本として環境への負荷の少ないまちづくりを目指すことにより、総合計画を環境の視点から実現していく役割を担っています。

そこで、本市の自然特性や社会特性を踏まえ、環境の将来像を

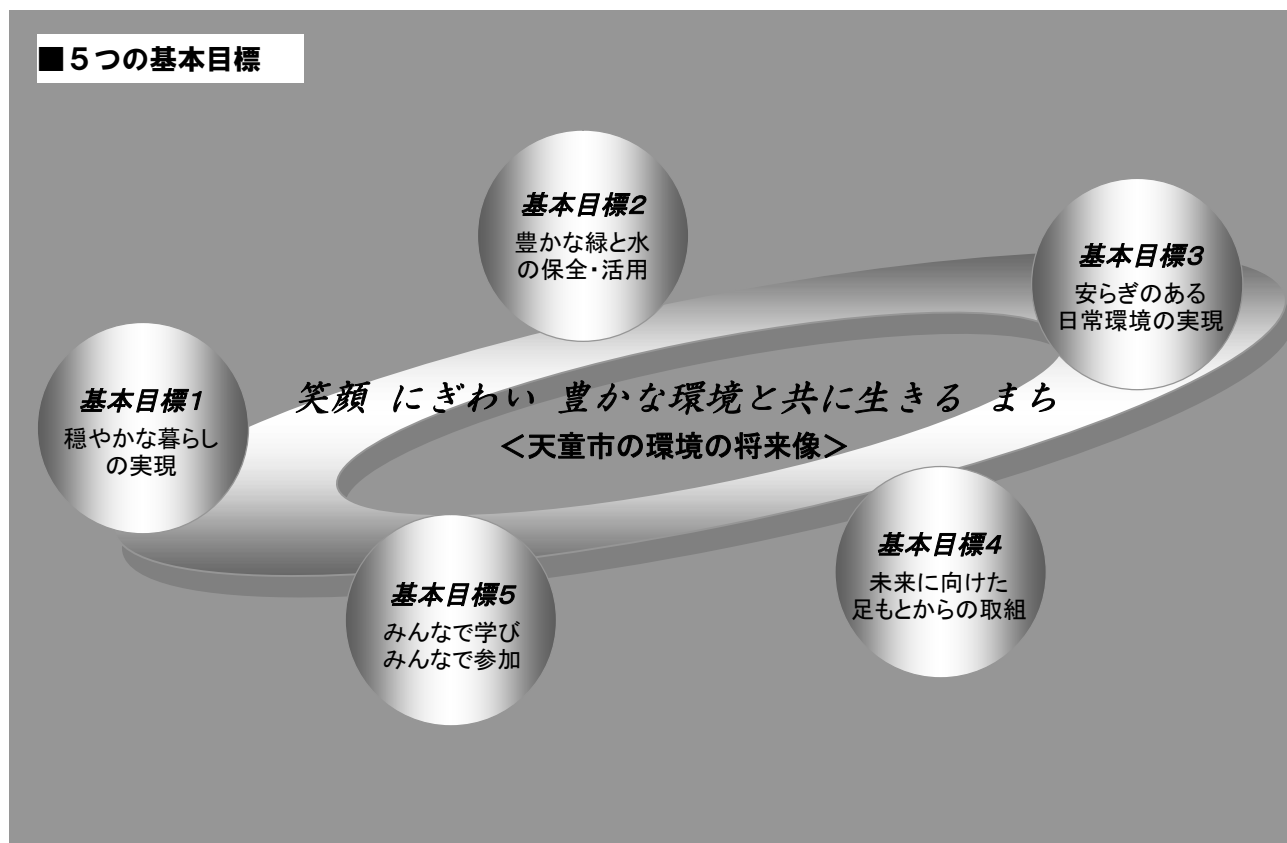
### 「笑顔 にぎわい 豊かな環境と共に生きるまち」


と設定します。


すべての市民、事業者及び行政が公平な役割分担のもとに協力・連携し合い、豊かで潤いに満ちた「笑顔 にぎわい 豊かな環境と共に生きるまち」を実現していきます。

## 2 基本目標


本市の環境の将来像を具体化していくため、次の5つの基本目標を掲げました。市民、事業者及び行政が一体となってこの実現を目指します。

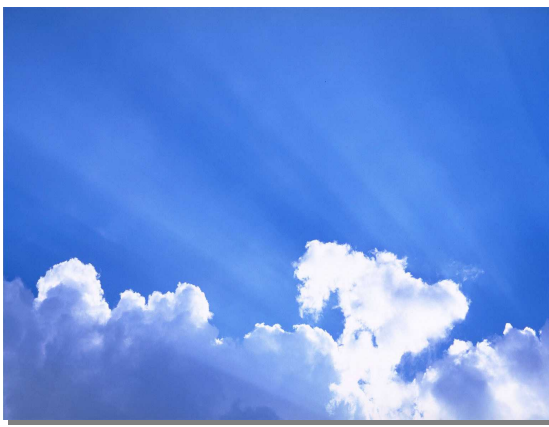


基本目標 1	穏やかな暮らしの実現	(生活環境)
<p>現在、環境問題の中心となっている都市・生活型公害は、多様化した日常生活に伴う無数の原因によるもので、多くの場合、原因者が被害者にもなりうるという特徴をもっています。</p> <p>家庭の排水や毎日の生活ごみなど、一つひとつの影響は小さなものです。しかし、これらが積み重なって大きな負荷が環境に加えられています。慣れ親しんだ天童の生活を、次世代に継承していくためには、環境への負荷をできる限り減らすとともに、限られた資源を有効に活用する循環型のまちづくりが必要です。</p> <p>また、放射能汚染が新たな環境問題に浮上し、長期的に取り組む必要があります。</p> <p>市民一人ひとりが現在の生活と環境とのかかわりをよく理解し、自らが積極的に環境の保全のために行動できる地域社会を構築します。</p>		<div data-bbox="898 309 1366 551" style="background-color: #cccccc; padding: 5px;"> <p>【基本施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公害の防止</li> <li>② 有害化学物質対策</li> <li>③ 廃棄物対策</li> <li>④ 放射能対策</li> </ul> </div> <div data-bbox="898 618 1350 936">  </div>

基本目標 2	豊かな緑と水の保全・活用	(自然環境)
<p>私たちは、農林業などの活動を通して、自然の保全と自然からの恵みの享受という関係を保ちながら自然と共生し、現在の天童市を形造ってきました。</p> <p>また、山地から扇状地を通り最上川に至る地形上には、ジャガラムガラや高木・犬清水のイバラトミヨなどをはじめとするその土地固有の豊かな自然が維持されてきました。これらの自然は、対応を一步誤れば失われてしまう微妙な自然のバランス上に成立するものです。そして、現在は当たり前のように接している身の周りの自然といえども同様です。</p> <p>自然の無秩序な開発や荒廃は、私たちの生活基盤に大きな影響を及ぼす危険性があります。</p> <p>自然の仕組みと役割を再認識し、生態系が健全に維持されるよう、計画的、体系的な自然環境の保全と活用を推進します。</p>		<div data-bbox="898 1223 1366 1435" style="background-color: #cccccc; padding: 5px;"> <p>【基本施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農地・森林の保全と活用</li> <li>② 希少な自然の保護</li> <li>③ 自然とのふれあいの推進</li> </ul> </div> <div data-bbox="858 1619 1414 1906">  </div>

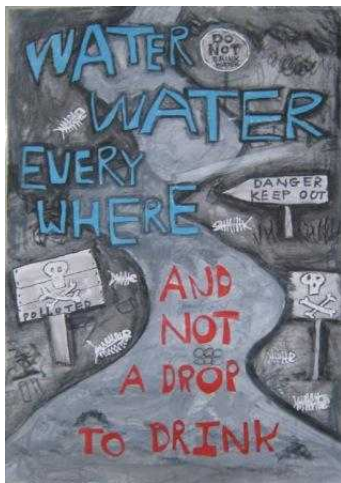


基本目標3	安らぎのある日常環境の実現	(文化的環境)
<p>長い天童の歴史の中で、将棋駒の製造にみられる「匠の技」や最上三十三観音霊場巡りの第一番札所若松寺に代表される「敬う心」が育まれてきました。これらの「技と心」を研さんしてきた天童市には、今日の複雑に絡み合った環境問題を解決するために必要な工夫を生みだす土壌があると言えます。</p> <p>また、目まぐるしく変化していく社会情勢の中で、暮らしに潤いを与え、訪れる人に安らぎを与える景観や身近な緑の確保は、いこいの場として、また、環境の変化に気付く場としても重要です。</p> <p>天童の歴史が育んできた文化の保存と活用、人の情感を大切にする環境の確保などにより、豊かな心の醸成と環境を考える市民性を育みます。</p>		<div data-bbox="909 380 1380 600" style="background-color: #cccccc; padding: 5px;"> <p>【基本施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 歴史文化資源の保存と継承</li> <li>② 身近な潤いの創出</li> <li>③ まちなみ景観の整備</li> </ul> </div> <div data-bbox="853 638 1388 996" style="text-align: center;">  </div>

基本目標4	未来に向けた足もとからの取組	(地球環境)
<p>私たちは、現在、温暖化をはじめとする地球規模の環境破壊が進む中で暮らしています。今後このままの生活を続ければ地球の平均気温は大きく上昇すると予測されています。また、1980年代から1990年代前半にかけて大きく減少したオゾン層は、現在も減少した状態にあります。</p> <p>このままの環境破壊が進めば、日本の最高気温を記録したことがある山形盆地の暑い夏はさらに厳しさを増し、本市の主要農産物であるサクランボやラ・フランスの栽培が困難になるかもしれません。</p> <p>次世代の天童市民が安心して暮らせる地球を守っていくためには、小さな心掛けをライフスタイルの中に取り入れていくことが必要です。</p> <p>市民一人ひとりが地球環境問題に対する加害者責任を自覚し、原因物質の排出抑制に努めるとともに、省エネルギーを基調としたライフスタイルへの転換や地域社会の構築を図るなど、未来の地球環境の保全に足もとから取り組みます。</p>		<div data-bbox="901 1243 1364 1411" style="background-color: #cccccc; padding: 5px;"> <p>【基本施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地球温暖化防止への取組</li> <li>② 他の地球環境問題への取組</li> </ul> </div> <div data-bbox="853 1579 1404 2004" style="text-align: center;">  </div>

基本目標5	みんなで学びみんなで参加	(環境学習)
<p>環境問題の解決のためには、私たちが普段何気なく扱っているごみや生活排水、エネルギーなどに対する考え方を、もう一度見直してみる必要があります。また、事業者は社会的責任を自覚し、環境に配慮した事業活動に努めなければなりません。</p> <p>このため、行政は、環境に関する情報を広く提供していくとともに、環境の保全に向けた啓発や支援を積極的に行っていきます。</p> <p>市民、事業者、行政が天童市の環境に対する認識を共有するとともに、組織や立場の枠を超えた横断的な協力・連携体制と、これを有機的に運用するシステムづくりを推進します。</p>		<p>【基本施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 環境学習の実践</li> <li>② 市民・事業者・行政の協力・連携体制の構築</li> </ol> 

平成23年度 小学生環境・エネルギー問題絵画コンクール入賞作品



姉妹友好都市子供環境問題絵画コンクールの部  
天童市長賞  
ニュージーランド国マールボロウ  
Renwick School  
Jakob MacGibbon 6歳  
「Water Water Everywhere」



天童商工会議所女性会会長賞  
長岡小学校 4年 宮澤 涼介さん  
「みんなで節電」

## 第4章

---

## 重点施策

重点施策

# 天までとどけ ごみ減量

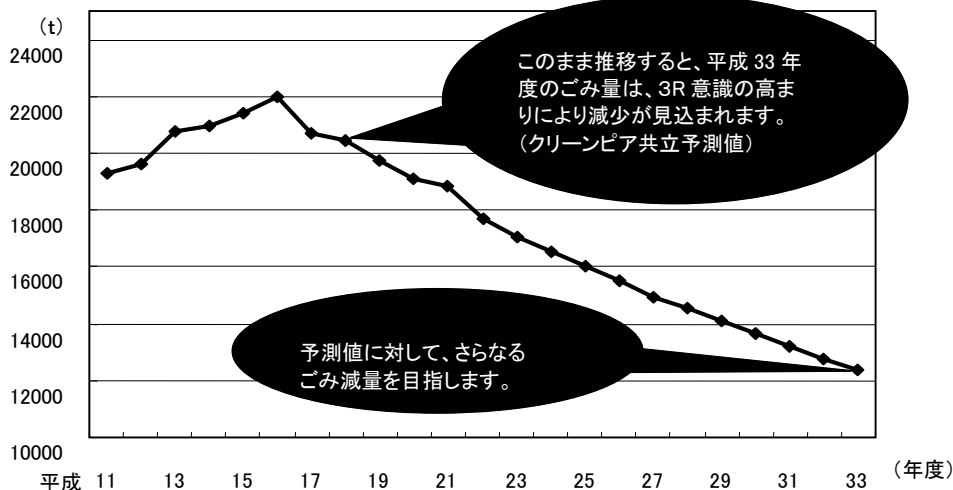
重点的な取組みとして、「ごみの減量」を掲げます。一人ひとりの市民にとって最も身近な環境問題である「ごみの減量」への取組みを核として、そのほかの環境施策の確実な実行へとつなげ、『笑顔 にぎわい 豊かな環境と共に生きるまち』の実現を目指します。

ごみの減量対策として、市民と事業者のみなさんには「**ごみはいらない運動（マイバッグ持参運動の推進など）**」、「**もったいない運動（生ごみの堆肥化など）**」を展開していただきます。

事業者と行政では、農業生産活動から生じる家畜排泄物や剪定枝等のみを原料として良質な堆肥を作り、その堆肥を活用して農作物を生産し、その生産物を地元住民が消費する「**資源循環型農業**」を推進します。市民の消費者としての参加を得ながら、市民・事業者・行政の三者による資源の循環を形成していきます。

ごみの排出量は、市民一人ひとりの3R（リデュース・リユース・リサイクル）意識の高まりから減少すると見込まれます。しかしながら、最終処分場の確保等問題がなくなることはありません。

そこで、**10DO**プランを進めていくことにより、10年後には予測値に対してさらなる削減を目指します。ごみの減量から広く環境問題を考え、健康で幸せを実感できる環境づくりを進めていきます。



- ①マイバ
- ②包装の
- ③エコ商



# テンドウ 1000プラン

## ごみ減量の重点実行10項目

### ごみはいらない運動

マイバッグ持参運動の推進  
包装の簡素化運動の展開  
エコ商品の購入推進

### もったいない運動

- ④電気式生ごみ処理機・容器の普及推進
- ⑤生活用品再利用の強化
- ⑥資源物の分別・回収の強化

このままごみが増え続けると・・・

#### ごみの埋立地がなくなる

日本中で、近い将来、ごみの埋立地がなくなって、ごみの行き場がなくなることが心配されています。



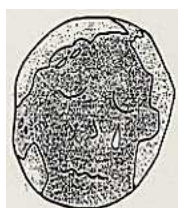
#### お金がかかる

ごみの処理には大変な人手とお金がかかります。これ以上ごみが増えると、さらにお金を負担する必要が出てきます。



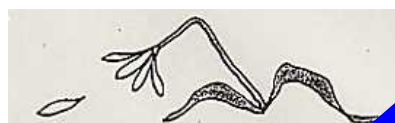
#### エネルギーがかかる

ごみの処理には、火力や電気など、さまざまなエネルギーを使用するため、その分資源を使い果たしてしまいます。



#### 有害物質が増える

ごみを処理すると、どうしても有害な物質が出てしまいます。その処理量が増えると生き物や人間に影響がでるかもしれません。



### 資源循環型農業

- ⑦1000リサイクルプランの推進
- ⑧畜産ふん尿の堆肥化の推進
- ⑨農家での堆肥使用の推進
- ⑩地産・地消の推進  
(地場農産物の消費拡大)

減量化10年間で28%、  
1000プランを実行することで、  
さらなるごみ減量を目指します



# 進めるために

## ④電気式生ごみ処理機・ 容器の普及推進



- ・電気式生ごみ処理機の購入補助継続と利用者の拡大
- ・生ごみ堆肥化容器（コンポスト）・及び発酵促進剤の斡旋と普及促進

## ⑤生活用品再利用の強化

- ・生活用品登録紹介制度の利用拡大
- ・各種団体などのフリーマーケットやバザーへの支援



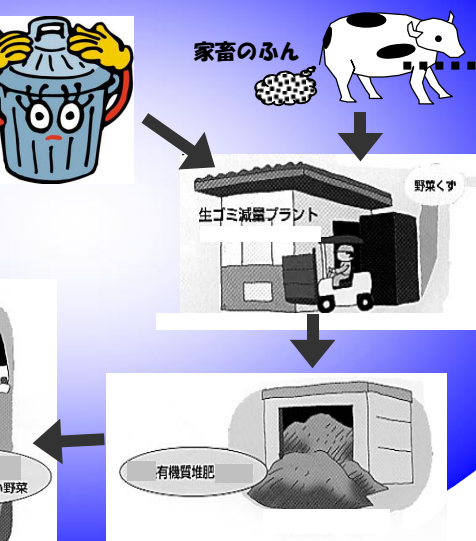
もったいない運動

## ⑥資源物の分別・回収の強化



- ・家庭での資源ごみの分別徹底
- ・事業所での資源ごみ分別収集の徹底
- ・各種団体などの集団資源回収への支援強化
- ・資源物拠点回収の利用拡大

## 環境型農業の推進

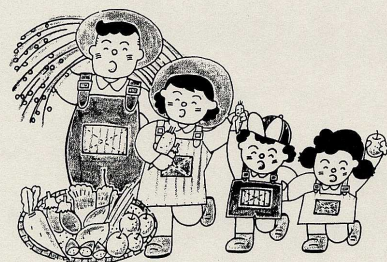


## ⑧畜産ふん尿の堆肥化の推進

- ・堆肥舎等の整備を進め、畜産ふん尿を有用資源とした優良堆肥の生産の取組

## ⑨農家での堆肥使用の推進

- ・減農薬・減化学肥料栽培に取り組む特別栽培農産物や、持続性の高い農業生産を推進するエコファーマーの認証を受け、堆肥などの有機肥料を使用した土づくりの推進



平成23年度 小学生環境・エネルギー問題絵画コンクール入賞作品



天童商工会議所女性会会長賞  
天童中部小学校 5年 笹原 大輝さん  
「みんなでリサイクル」



天童商工会議所女性会会長賞  
天童中部小学校 2年 柿崎 美羽さん  
「みんなのため地球のために節電しよう」



天童商工会議所女性会会長賞  
天童北部小学校 6年 吉田 真央さん  
「エコライフポスター」



天童商工会議所女性会会長賞  
成生小学校 4年 阿部 楓さん  
「つけばなしダメ」



天童商工会議所女性会会長賞  
津山小学校 4年 山口 真未さん  
「リサイクルで幸せな町を」



天童商工会議所女性会会長賞  
高掬小学校 4年 伊藤 愛里さん  
「守りたい身近な自然」



## 第5章

---

## 施策の展開

# 1 施策体系



笑顔 にぎわい 豊かな環境と共に生きるまち

【基本目標】	【基本施策】	【主な実施施策】
基本目標 1 穏やかな暮らしの実現	1-1 公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法律や条例に基づく調査と指導・規制措置の実施</li> <li>● 広域幹線道路網の整備による渋滞緩和</li> <li>● 悪臭発生源に対する個別指導</li> <li>● 河川等の水質監視体制の充実</li> <li>● 下水道供用区域内の水洗化の促進</li> <li>● 下水道処理区域外での合併処理浄化槽設置の促進</li> <li>● 低騒音舗装や防音効果のある樹木などの整備</li> <li>● 地下水の適正な揚水</li> </ul>
	1-2 有害化学物質対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出抑制</li> <li>● 野焼き禁止の指導徹底、規制除外事項へのマナーの徹底</li> <li>● P R T R法<sup>(※1)</sup>に基づく化学物質排出量等の情報の共有化</li> <li>● 低農薬や有機農法による環境保全型農業の促進</li> <li>● アスベスト対策の適切な実施</li> </ul>
	1-3 廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気式生ごみ処理機購入補助事業などによる生ごみの減量</li> <li>● マイバッグ持参運動の推進等を通じての商品購入段階からのごみ減量</li> <li>● 事業者への廃棄物減量化計画の策定の指導</li> <li>● 農業用廃プラスチックのリサイクル化の推進</li> <li>● 資源循環型農業の確立</li> <li>● 資源回収奨励によるごみ減量とリサイクルの推進</li> <li>● 10D Oリサイクルプランの推進</li> <li>● ごみの不法投棄等の防止活動の推進</li> </ul>
	1-4 放射能対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎空間放射線を定期的に測定</li> <li>◎測定結果の公表</li> <li>◎簡易な除染の実施</li> </ul>
基本目標 2 豊かな緑と水の保全・活用	2-1 農地・森林の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農地の持つ環境保全機能の維持・向上</li> <li>● 遊休農地の発生防止</li> <li>● 市民ボランティアや地域ぐるみによる森林の育成</li> <li>● 地場林産材の利用促進</li> </ul>
	2-2 希少な自然の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ジャガラモガラやイバラトミヨに関する調査・研究と保護活動の継続</li> <li>● 人と野生生物との共生のための方策の検討</li> <li>● ホタルやメダカなどの減少の著しい身近な生き物に考慮した環境整備</li> <li>● 地域のシンボルとなっている樹木・樹林の保護</li> </ul>
	2-3 自然とのふれあいの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然景観の保全</li> <li>● 「ふるさと水と土保全基金」の活用などによる農村景観の維持</li> <li>● 登山道や散策路の整備</li> <li>● 天童高原での自然学習・体験活動の促進</li> <li>● 自然とのふれあいの場を創出する森づくり活動の展開</li> </ul>

【基本目標】	【基本施策】	【主な実施施策】
<p>基本目標3 安らぎのある 日常環境の実現</p>	<p>3-1 歴史文化資源の保存と継承</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財巡りコースの活用推進</li> <li>● 西沼田遺跡公園を体験学習の場や地域の憩いの場として活用を図り、地域振興の拠点を目指す</li> <li>● 伝統的な祭りや行事の取材・記録、保存・育成のための支援</li> <li>● 生涯学習サポーターバンクの充実</li> </ul>
	<p>3-2 身近な潤いの創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園・緑地、鎮守の森などを有機的に結びつける緑のネットワークの形成</li> <li>● 地域バランスを踏まえた緑の空間の整備</li> <li>● 生け垣補助制度の充実</li> <li>● 樹木等の保存制度の創設</li> <li>● 自然との共生に留意した水辺の環境づくり</li> </ul>
	<p>3-3 まちなみ景観の整備</p>	<p>◎「天童市都市景観形成基本計画」による景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地区画整理事業による良好な都市環境の整備</li> <li>● 全地区で実施している花いっぱい運動の充実・拡大</li> <li>● 空き地、道路緑地帯などの除草による景観の維持</li> <li>● 定期的清掃による公共の場の美化</li> </ul>
<p>基本目標4 未来に向けた 足もとからの取組</p>	<p>4-1 地球温暖化防止への取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 再生可能エネルギーの調査・研究、公共施設への導入推進</li> <li>◎住宅用太陽光発電システム設置補助事業による普及促進</li> <li>● 新エネルギーや省エネルギーの普及促進</li> <li>● 低公害車の普及促進、市施設への率先的導入</li> <li>● 生活の中での省エネ意識向上への取組み</li> </ul>
	<p>4-2 他の地球環境問題への取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● オゾン層、酸性雨などに関する情報収集、情報提供</li> <li>● フロンの有害性の周知、適切処理の徹底</li> <li>● 国産木材・地場産材の利用促進による熱帯林破壊への配慮</li> </ul>
<p>基本目標5 みんなで学び みんなで参加</p>	<p>5-1 環境学習の実践</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域づくり委員会活動の支援</li> <li>● ボランティアに関する意識の啓発と参加の促進</li> <li>● 地域いきいき講座における環境メニューの充実</li> <li>● 環境情報システムの構築による地域環境資源の教材化</li> <li>◎学校教育活動全体を通じた環境教育の推進</li> <li>● 事業所のISO14001取得への情報提供などの支援</li> </ul>
	<p>5-2 市民・事業者・行政の強力・連携体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種事業計画への市民参加方式の取入れ</li> <li>● 地域活動の支援による地域自らの環境づくりの推進</li> <li>● 関係自治体との協力関係の整備、広域的対応</li> <li>● 事業者、民間団体との協力関係の構築</li> </ul>

「◎」は、新規施策を示します。

(※1) PRTR法

事業者自らが、対象となる化学物質ごとに工場・事業場からの環境への排出量や廃棄物としての移動量を把握して、その結果を行政に報告し、行政がそれらを何らかの形で公表するシステム。

## 2 環境指標及び目標値一覧

		指標項目	現況値(平成 22 年度)	目標値(平成 33 年度)
公害の防止		大気汚染物質濃度 二酸化窒素 浮遊粒子状物質	0.025ppm 0.050mg/m <sup>3</sup> (年平均値)	0.025ppm 0.050mg/m <sup>3</sup> (年平均値)
		河川水質(倉津川のBOD)	2.2mg/ℓ (75%値)	A類型の環境基準 2mg/ℓ (75%値)
		河川水質(倉津川・立谷川の水質階級)	水質階級 I ~ III	水質階級 I ~ II
		生活雑排水処理率	85.8%	90%
		下水道普及率	98.2%	99%
学 有 策 害 物 化 質 害		ダイオキシン類濃度(大気)	0.037pg-TEQ/Nm <sup>3</sup>	0.037pg-TEQ/Nm <sup>3</sup>
		ダイオキシン類濃度(土壌)	0.051~1.8pg-TEQ/g	0.051~1.8pg-TEQ/g
廃棄物対策		ごみ総排出量	17,380t	12,513t
		可燃ごみの総排出量	15,759t	11,346t
		1人1日当たりのごみ排出量	767g	552g
		拠点・集団資源回収量	1,712t	2,055t
		リサイクル率	15.5%	20%
用 農 の 地 保 地 全 地 と 森 活 林		農用地面積	3,535ha	3,322ha
		遊休農地	22.6ha	25ha
		森林面積	3,831ha	3,831ha
		人工林率	37.6%	37.6%
創 潤 出 い の な	身 近 な	1人当たりの都市公園面積	15.3 m <sup>2</sup>	15.6 m <sup>2</sup>
		市道の植樹面積	17,291 m <sup>2</sup>	17,348 m <sup>2</sup>
		生垣設置延長	8,800m	10,450m
の 地 取 球 組 温 暖 化 防 止 へ		公共施設における自然エネルギー 一利用件数	7 件	33 件
		住宅用太陽光発電システム設置 件数	58 件	613 件
		公用車における低公害車数	43 台(41.7%)	90 台(87.4%)
		市施設における二酸化炭素排出 量	8,813t	8,284t
の 環 実 境 践 学 習		地域いきいき講座における環境 講座数	4 講座	5 講座
		こどもエコクラブ	0 クラブ	13 クラブ

### 3 施策の展開

#### 基本目標1 穏やかな暮らしの実現

#### 1-1 公害の防止

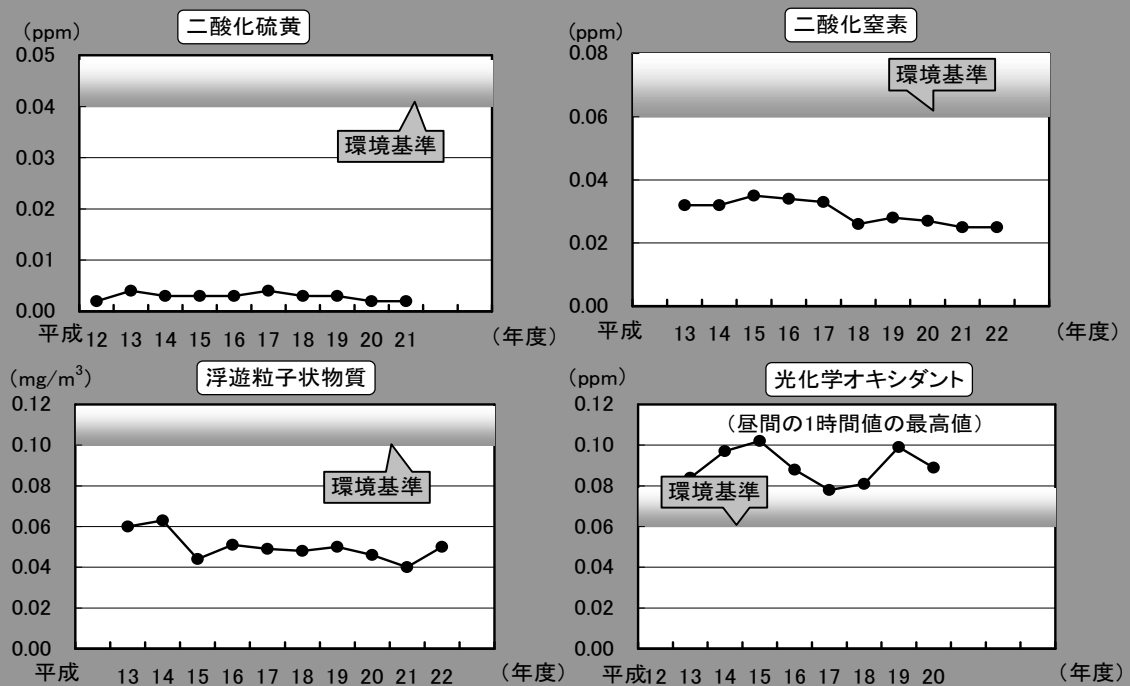
#### (1) 現状と課題

##### ① 大気汚染

大気汚染の原因は、工場などから出るばい煙、粉じん、自動車の排気ガスの3つで、代表的な汚染物質としては、硫酸酸化物<sup>(※1)</sup>、窒素酸化物<sup>(※2)</sup>、一酸化炭素<sup>(※3)</sup>、浮遊粒子状物質<sup>(※4)</sup>、光化学オキシダント<sup>(※5)</sup>などです。

本市においては、大気汚染物質の常時監視を、県が老野森地点で行っています。いずれの項目も1日平均値では環境基準<sup>(※6)</sup>を達成しており、良好な大気環境となっています。しかし、光化学オキシダントは、わずかながらも増加する傾向がみられます。東北中央自動車道の交通量の増加が見込まれることから、現在の良好な大気環境維持が今後の課題と言えます。また、測定が行われていない幹線道路沿いで、状況が懸念されます。

■大気汚染物質濃度の推移



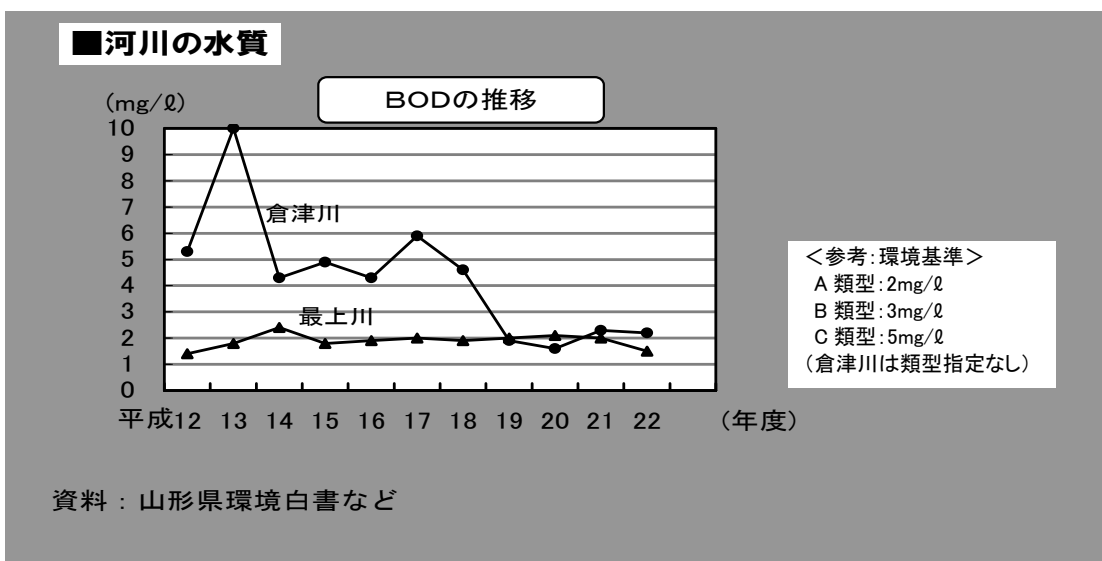
資料：山形県環境白書

## ②水質汚濁

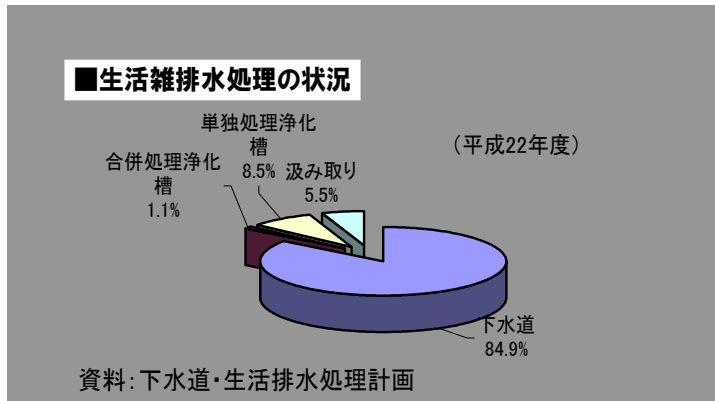
河川の水質については、倉津川において測定しています。倉津川をはじめ、乱川等市内を流れる河川には水質の生活環境の保全に関する環境基準が適用されていませんが、倉津川のBOD<sup>(※7)</sup>は、B～C類型<sup>(※8)</sup>の環境基準に該当します。

水質汚濁の原因としては、生活排水、事業場排水、農業排水等が考えられます。下水道の普及率の向上などにより、水質改善の傾向が見られましたが、最近はやや頭打ちの状態となっています。

倉津川のBODは、合流する最上川より高い状態が継続しています。市民がいこいの場として親しめる河川にするためには、さらなる水質の改善が課題です。



なお、本市の下水道普及率は98.2%（平成22年度）と県内で最も高くなっています。しかし、周辺集落については水洗化率の低い地域があり、下水道と合併浄化槽により生活排水を処理している人口は85.8%にとどまっています。これらの地域の下水道の利用促進と合併処理浄化槽<sup>(※9)</sup>の普及促進が必要です。



### ③騒音、振動

騒音や振動の発生原因は、工場や建設工事によるもの、自動車や鉄道、飛行機など交通機関によるもの、飲食店等によるもの、家庭生活によるものなどさまざまです。工場や建設工事、交通機関の騒音、振動については騒音規制法及び振動規制法により、飲食店やカラオケボックスなどの深夜騒音、拡声器による騒音については山形県生活環境の保全等に関する条例により規制されています。それらの法的根拠に基づき事業所等の指導を行っています。

近年の傾向として、近所の生活音に関する苦情や相談が多くなっています。

### ④悪臭

悪臭の発生原因は、事業場等の事業活動によるもの、生活雑排水、野焼きの煙、畜産及び堆肥等さまざまです。

事業場等からの悪臭については、悪臭防止法により指定区域を設定し臭気指数規制による規制を行っています。

生活雑排水、野焼きの煙、畜産及び堆肥等の苦情については、関係課と連携し原因者に対して指導を行っています。

### ⑤土壌汚染、地盤沈下

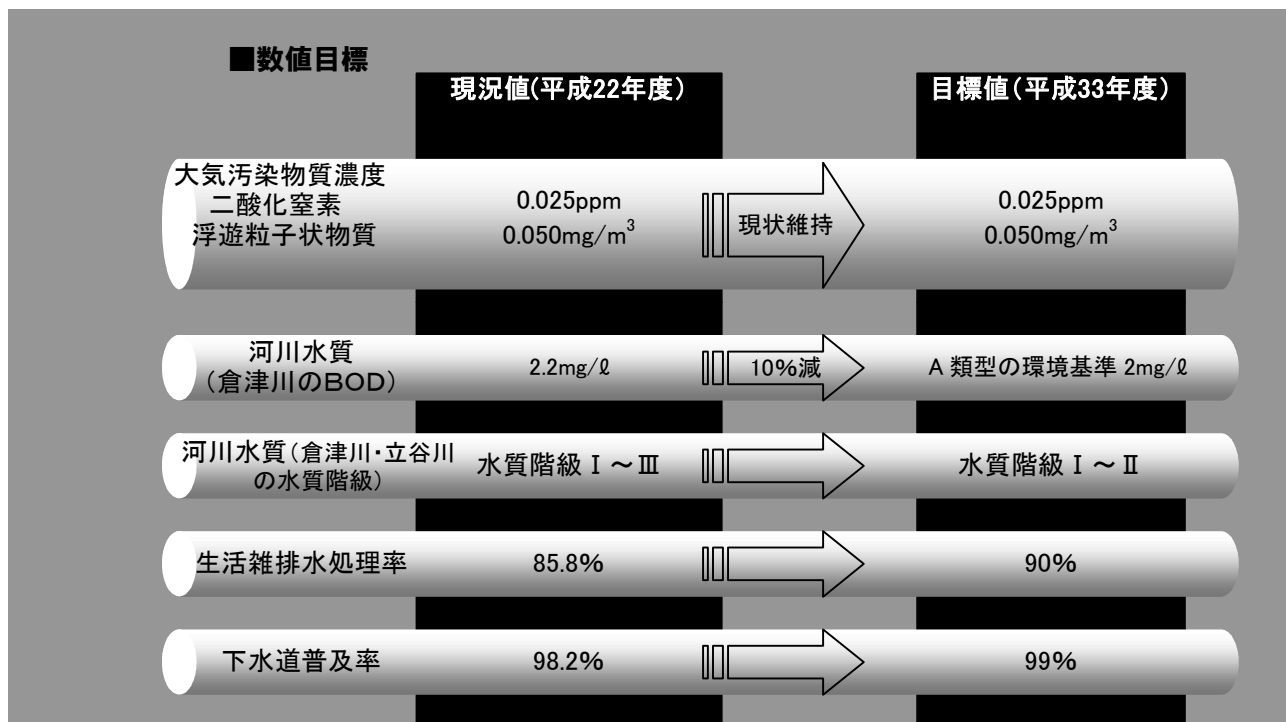
土壌汚染は、化学物質が事故や不法投棄などにより過剰に土壌へ入ると、土壌が持つ浄化能力等の諸機能を損ない、地下水汚染をはじめとした環境汚染を引き起こします。

1960年代から1970年代にかけて、水銀・カドミウム・六価クロム<sup>(※10)</sup>等の重金属やPCB<sup>(※11)</sup>等の化学物質による公害が発生し、大きな社会問題となりました。

本市においては、これまで大きな問題になったことはありません。

## (2) 基本方針と数値目標

次世代に穏やかな暮らしを伝えるため、都市・生活型公害の未然防止に努めます。



**■環境基準mg/ℓ**

<大気質>

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

注:大気質の環境基準としては、上表の物質のほか、一酸化炭素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びダイオキシン類についても設定されている。

<水質:生活環境の保全に関する項目(河川)>

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100mℓ 以下
A	6.5以上8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100mℓ 以下
B	6.5以上8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/100mℓ 以下



C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ以下	50 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ以下	100 mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ以上	—

注：倉津川の類型は指定されていない。数値目標は、水質汚濁の目安となる BOD について設定している。

### (3) 施策の実施（行政の役割）

		<行政の役割>
公害全般	【指導・監視】	■法律や県の条例などに基づく実態調査を行い、指導や規制措置を実施します。
	【公害苦情】	■近隣の生活環境に関する苦情などについては、法律や条例の規制対象外のものが大多数であるため、相談者と原因者の理解と協力による解決を図ります。
大気汚染	【大気の監視】	■大気汚染物質の常時監視を継続します。
	【自動車】	<p>■交通渋滞による自動車の低速運転は、特にディーゼル車からの大気汚染物質排出量の増加を招きます。渋滞緩和のため、国道 13 号の交差点の立体化や東北中央自動車道のインターチェンジにアクセスする幹線道路の整備など、広域幹線道路網の構築を関係機関に働き掛けます。</p> <p>■自動車を運転する人の意識改革により、公共交通の利用促進を図ります。</p> <p>■道路沿道の緑化を推進し、大気汚染による影響の緩和を図ります。</p>
水質汚濁	【河川等の監視】	<p>■公共用水域における水質監視地点の追加を県に要望するとともに、市独自での水質監視地点を設定し、監視体制の充実を図ります。</p> <p>■学校や民間団体と連携しながら水生生物による水質調査を促進します。</p>
	【生活排水】	■市域を公共下水道と合併処理浄化槽設置整備による事業区域に分担し、処理区域の計画的な拡大を行いつつ事業を推進します。

水質汚濁	【事業場排水】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■下水道供用区域内の未水洗化世帯に対しては、下水道への切り換えの啓発・指導を行い、水洗化率の向上を図ります。</li> <li>■合併処理浄化槽設置区域となる下水道処理区域外の地域については、補助要綱を利用した切り換えの啓発・指導を行い、合併処理浄化槽の設置を促進します。</li> <li>■工場、事業所などの排水の地下浸透に対する監視を行い、下水道に切り換えするよう指導を推進します。</li> <li>■畜産に伴う汚水の適正処理を指導します。堆肥については、野積みの自粛を指導し、河川への流出を防止します。</li> <li>■農地における肥料の適正使用の指導により、過剰な窒素分による地下水汚染防止に努めます。</li> </ul>
騒音振動	<p>【調査】</p> <p>【事業場・建設現場騒音】</p> <p>【交通騒音】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■関係機関の協力を得ながら、道路沿いなどの騒音・振動調査を実施します。</li> <li>■事業場の騒音については個別指導を強化します。</li> <li>■深夜営業の飲食店や店舗に対し、周辺的生活環境への配慮を促します。</li> <li>■幹線道路については、低騒音舗装や防音効果のある樹木などの整備を関係機関に要望します。</li> <li>■臨空地域においては、民家の防音工事などを行い、航空機の騒音対策を図ります。</li> </ul>
悪臭	【悪臭】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■悪臭の実態把握を継続し、発生源に対する個別指導を行います。</li> </ul>
土	【地下水利用】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土壌汚染については監視を継続します。</li> <li>■地盤沈下を未然に防止するため、地下水利用者に対し、適正な揚</li> </ul>

<p>壊汚染・地盤沈下</p>		<p>水を促します。</p> <p>■地下水利用対策協議会により、さかさ井戸などを活用して、地下水のかん養を継続的に行います。</p> <p>■地下水かん養のほか、水害防止、地盤沈下防止などをも目的として、雨水浸透透水性舗装の推進などによる雨水の地下浸透力の低下防止を図ります。</p> <p>■現在実施している34点の水準測量を継続して、地盤沈下の監視に努めます。</p>
-----------------	--	---

(4) 市民と事業者の役割

		＜市民の役割＞	＜事業者の役割＞
<p>公害全般</p>	<p>【監視】</p> <p>【公害苦情】</p>	<p>◆近隣の生活環境については、それぞれの立場を理解して、対話しましょう。</p>	<p>◇法令に定められた測定、規制などを遵守するとともに、排出する環境負荷を自主的に調査し、削減に取り組みましょう。</p> <p>◇公害苦情が発生した場合には、原因を究明するとともに、対話による解決を図りましょう。</p>
<p>大気汚染</p>	<p>【自動車】</p>	<p>◆できるだけ交通渋滞を避けて行動しましょう。</p> <p>◆できるだけ公共交通機関を利用しましょう。</p> <p>◆自動車を購入する時は、低公害車を選びましょう。</p>	<p>◇ディーゼル車については、適正な運転・整備により大気汚染物質の排出を抑制するとともに、微粒子除去フィルターの装着や、より環境負荷の小さい自動車への切り換えを進めましょう。</p> <p>◇道路に面している事業所では、敷地内の沿道緑化に配慮しましょう。</p>

<p>水質汚濁</p>	<p>【河川等の監視】</p> <p>【生活排水】</p> <p>【事業場排水】</p>	<p>◆水生生物調査などが実施される場合には、積極的に参加しましょう。</p> <p>◆水質汚濁の仕組みを理解し、下水道供用区域内の未水洗化世帯や単独処理浄化槽世帯は、下水道への接続を進めましょう。</p> <p>◆下水道処理区域外の合併処理浄化槽未設置世帯は、合併処理浄化槽へ早期に切り換えましょう。</p> <p>◆洗剤は使用量を控える、油汚れは拭き取ってから流す、米のとぎ汁は肥料にするなどの工夫により、家庭排水からの負荷を減らしましょう。</p>	<p>◇水生生物調査が実施される場合には、積極的に支援しましょう。</p> <p>◇汚濁水の地下浸透はやめましょう。</p> <p>◇畜産業者は、家畜ふん尿を適正に処理しましょう。</p> <p>◇農業者は、肥料の適正使用に留意しましょう。</p>
<p>騒音振動</p>	<p>【調査】</p> <p>【事業場騒音】</p> <p>【自動車】</p>	<p>◆市が実施する調査には積極的に参加しましょう。</p> <p>◆自動車やオートバイの空ぶかしはやめましょう。</p>	<p>◇市が実施する調査には積極的に協力しましょう。</p> <p>◇深夜騒音に特に配慮するなど、周辺住民の生活を考慮した事業活動を行いましょう。</p> <p>◇低騒音型・低振動型の機械や設備を導入しましょう。</p> <p>◇大型車を使用する時は、周囲への騒音や振動に注意しましょう。</p>

		◆暴走行為はやめましょう。	
悪臭	【悪臭】	◆悪臭や煙害の原因となるごみ焼却はやめましょう。 ◆浄化槽は適切に管理しましょう。 ◆犬や猫のふんはきちんと始末しましょう。	◇悪臭を発生する事業者は、対策を施すとともに、清掃などにより悪臭発生を最小限にとどめましょう。
土壌汚染・地盤沈下	【地下水利用】	◆地下水利用者は適正な揚水を心掛けましょう。 ◆庭の散水などに雨水を利用しましょう。	◇地盤沈下のほか、温泉の源泉や下流の湧水にも配慮して、適正な地下水利用を心掛けましょう。 ◇事業場を新築・改築する際には、雨水の利用を心掛けましょう。

（※1）硫黄酸化物

二酸化硫黄や三酸化硫黄など、硫黄を含んだ化石燃料が燃焼した時に発生する硫黄の酸化物の総称。

（※2）窒素酸化物

一酸化炭素や二酸化窒素など、高温で物が燃焼した時に空気中の窒素と結びついて発生する窒素の酸化物の総称。

（※3）一酸化炭素

炭素を含む燃料が不完全燃焼したときに発生し、自動車などから排出される。

（※4）浮遊粒子状物質

10ミクロン以下の小さな粒子状物質で、工場やディーゼル車の排気ガスなどから排出される。

（※5）光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素と太陽光に含まれる紫外線との光化学反応により生成する。光化学スモッグの原因物質。

（※6）環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、国で大気、水、土壌、騒音について定めたもの。

（※7）BOD

河川の汚濁の度合いを示す指標。水中の有機物質等の汚濁源となる物質が微生物により無機化されるときに消費さ

れる酸素量 (mg/l) を表したものの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

**(※8) B類型C類型**

河川水質の環境基準は、AA、A、B、C、D、Eの水域類型ごとに定められている。水域類型は水道、水産、農業用水などの利用目的に応じて設けられており、B類型は水道3級・水産2級、C類型は水産3級・工業用水1級とされている。

**(※9) 合併処理浄化槽**

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

**(※10) 六価クロム**

酸化数が六のクロムを含む化合物・イオン。三酸化クロム・クロム酸塩など。酸化力・毒性が強い。皮膚に触れると潰瘍を起こし、体内に入れば肝臓障害・肺がんなどを起こす。

**(※11) PCB**

ポリ塩化ビフェニールのこと。熱に強い・非導電柱などの性質を持つため、変圧器や安定器の冷却油や、機械の潤滑油などに使われた。

## 1-2 有害化学物質対策

### (1) 現状と課題

環境中のダイオキシン類<sup>(※1)</sup>については、定期的に県が調査し、大気と土壌の分析を行っています。いずれの調査地点でも環境基準を達成しています。

クリーンピア共立（東根市）のごみ衛生処理施設においては、毎年、焼却炉排ガスや焼却灰、焼却炉汚泥中のダイオキシン類の分析を行っています。基準値のある排ガス中のダイオキシン類濃度は、いずれも排出基準に適合しています。

ダイオキシン類のほかにもさまざまな環境ホルモン<sup>(※2)</sup>による健康影響が懸念されています。

氾濫する情報を整理し、分かりやすく伝えるとともに、化学物質による新たな環境問題が生じた場合にも、迅速的確に対応できるような体制を整えていくことが課題です。

### (2) 基本方針

現代社会を取り囲む約10万種の化学物質には、未だその動向や人体、生態系への影響が不明確なものが数多く残されていますが、情報収集とともに氾濫する情報を整理しながら、今できることを確実に実行し、排出や拡散を最小限にとどめます。

### (3) 施策の実施（行政の役割）

	＜行政の役割＞
【ダイオキシン類】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■クリーンピア共立のごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出抑制に努めます。</li> <li>■事業者や家庭に対する焼却炉使用の自粛要請を継続します。</li> <li>■農業用廃プラスチック類については回収を徹底します。</li> <li>■法律や県条例で規制されている野焼き禁止の指導を徹底するとともに、規制が除外されている事項についても、ビニール類を燃やさないなどのマナーの徹底を図ります。</li> <li>■県の届出を要する廃棄物焼却炉を有する事業所には、県とともに監視指導を行います。</li> </ul>

<p>【その他の有害化学物質】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ダイオキシン類に関する国や県による調査結果の公開に努めます。</li> <li>■P R T R法に基づき、有害性のある化学物質の環境への排出量や廃棄物に含まれる移動量を公表している事業所を紹介し、事業者・市民・行政間の情報の共有化を図っていきます。</li> <li>■公共施設における照明器具について、P C B使用安定器の回収・保管を徹底します。</li> <li>■消費者の志向を踏まえながら、健康に配慮した低農薬や有機農法<sup>(※3)</sup>による環境保全型農業を促進します。</li> <li>■農薬空びんの市内一斉回収を継続実施します。</li> <li>■市が配布する薬剤については、使用方法、使用量の適正化を周知徹底します。</li> <li>■アスベスト<sup>(※4)</sup>対策の適切な実施に取り組みます。</li> </ul>
---------------------	--

#### (4) 市民と事業者の役割

	＜市民の役割＞	＜事業者の役割＞
<p>【ダイオキシン類】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ごみ焼却炉の回収に協力しましょう。</li> <li>◆家庭でのごみの焼却はやめましょう。</li> <li>◆慣習や行事で野焼きする場合でも、ビニールなどは除外しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇法律で規定されている規格以外の焼却炉は廃止しましょう。</li> <li>◇農業用廃プラスチック類は、すべて販売者などの回収で処理し、焼却や投棄はやめましょう。</li> </ul>
<p>【その他の有害化学物質】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地場産の有機農法などによる作物を積極的に購入し、環境保全型農業を支えましょう。</li> <li>◆薬剤消毒の際には、使用方法を遵守し、適正に使用しまし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇P R T R法の対象となっている事業所は、化学物質の管理を徹底するとともに移動量などを速やかに報告しましょう。</li> <li>◇農業者は、農薬の管理を徹底する</li> </ul>



	<p>よう。</p> <p>◆家庭にある化学物質（殺虫剤や肥料）は、適切に処理しましょう。</p>	<p>とともに、減農薬に努めましょう。</p> <p>◇施設の建替えなどの際に、アスベストが飛散しないように万全の対策を講じましょう。</p>
--	---	---

**(※1) ダイオキシン類**

燃焼の過程などで、非意図的に生成される有機塩素系の毒性の非常に強い物質。健康や生命に重大な影響を与える恐れがある物質であると社会的に問題化したことを受けて国は、1999年に、大気及び水への排出規制、汚染土壌に係る措置等について定めた「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定。

**(※2) 環境ホルモン**

生活環境中にあり、生物の生殖機能を乱すホルモン作用をもたらしたり、アレルギーや免疫力の低下をもたらすなど、さまざまな影響を及ぼすといわれる化学物質。

**(※3) 有機農法**

化学物質の利用をやめ、旧来のような天然の有機物や天然由来の無機物による肥料などを用いるなど、自然のしくみに逆らわない農業。

**(※4) アスベスト**

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物であり、建築材などに広く利用された。しかし、肺がんなどの人体への健康被害が問題となった。

## 1-3 廃棄物対策

### (1) 現状と課題

日常生活に最も身近な「ごみ処理」については、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を見直し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）によるごみの排出量の減量及び持続可能な循環型社会への転換の取組をさらに進めていくことが必要です。

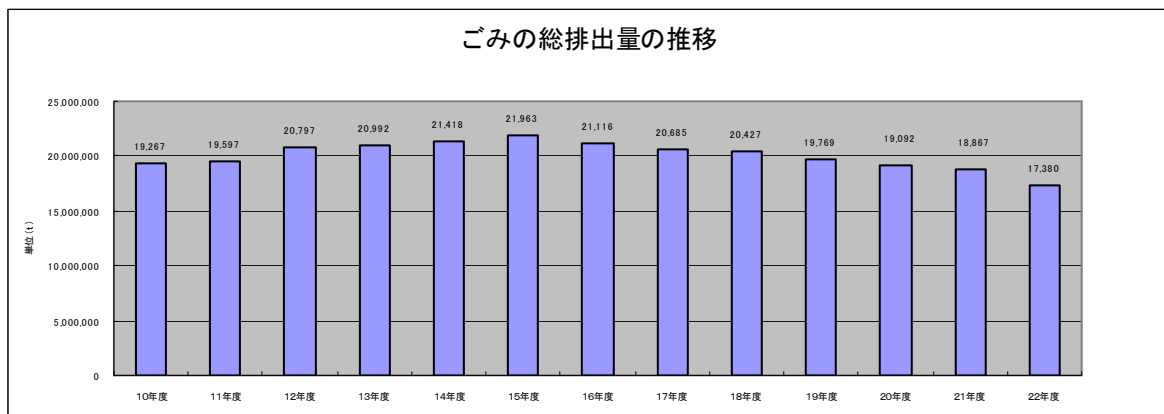
また、「ごみ処理」が影響をもたらす地球環境にも考慮し、地球温暖化の防止、低炭素社会の実現に向けた取り組みが必要であり、これらの課題に、市民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たしつつ、あわせて三者が連携し、一体となった取組の継続が必要とされています。

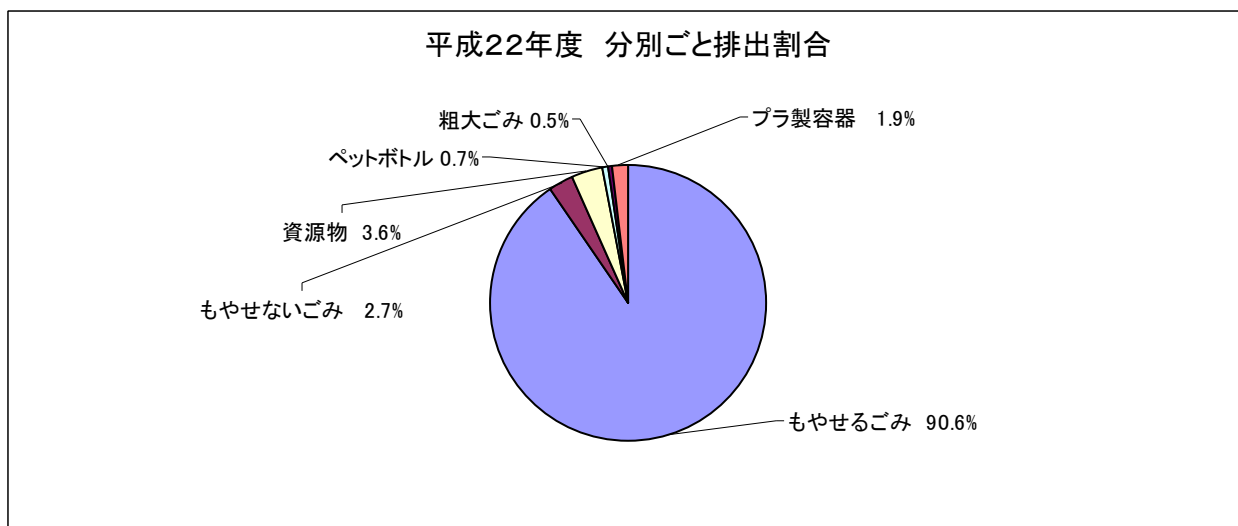
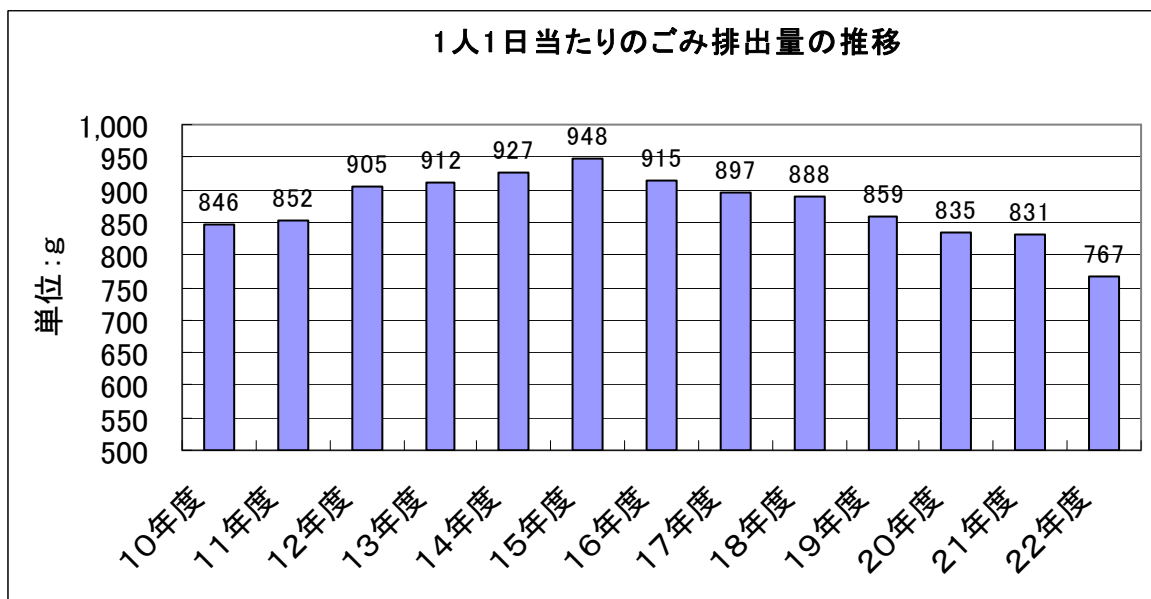
#### ① 一般廃棄物

本市におけるごみの総排出量は、平成15年度の21,963tをピークに、年々減少し、平成22年度のごみの総排出量は、17,380tで、市民1人1日あたり767gとなっています。分別ごとの内訳としては、もやせるごみが90.6%を占めており、このもやせるごみの減量が、ごみ減量化対策の重要なポイントとなります。もやせるごみのうち生ごみについては、約半分が水分であり、水切りの推進によりさらなるごみの減量を図ることが可能です。

本市では、家庭ごみの減量対策として、平成12年度から電気式生ごみ処理機の購入補助を行っています。平成12年度から平成22年度まで369基に補助しています。

なお、ごみ減量の方策である収集ごみの資源化、集団資源回収及び拠点回収による資源化率（リサイクル量の割合）は、平成12年度は15.5%でしたが、平成22年度も15.5%と伸び悩んでいます。各地区の子ども会などによる集団資源回収及び地域づくり委員会によるアルミ缶などの回収を、今後、いっそう推進していく必要があります。





### 平成22年度リサイクル率

収集ごみの 資源化量 989 t	+	集団資源回収量 1,497 t	+	拠点回収量 214 t	+	業者の中間処理量 319 t		=	15.5%
総処理量 17,472 t	+	集団資源回収量 1,497 t	+	拠点回収量 214 t	+	業者の中間処理量 319 t			

② 産業廃棄物

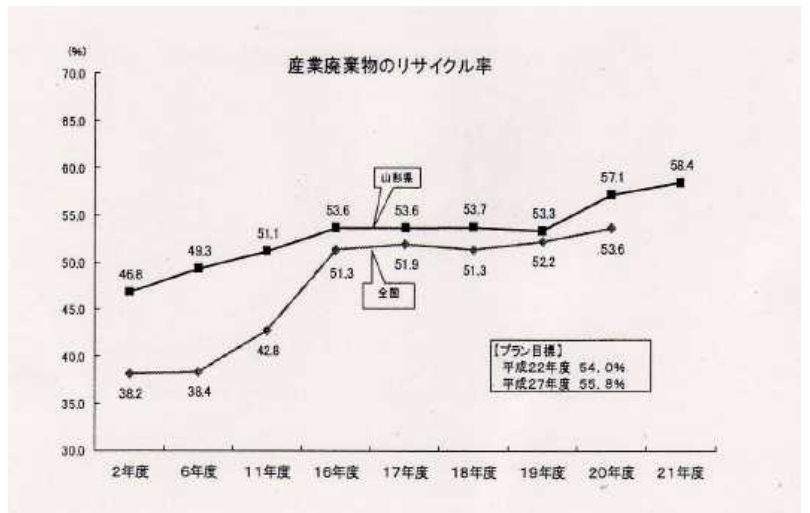
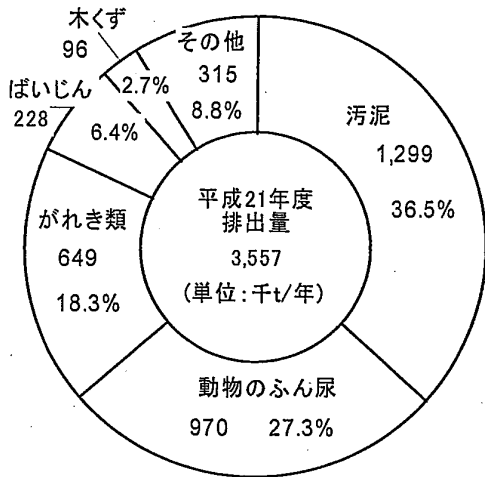
平成21年度の県内の産業廃棄物の排出量は、3,557千t、リサイクル率は58.4%で、平成20年度の57.1%より1.3%増加しています。

全国においては、平成20年度の産業廃棄物の総排出量は、403,661千tで、平成19年度の419,425千tから15,770千t減少しています。

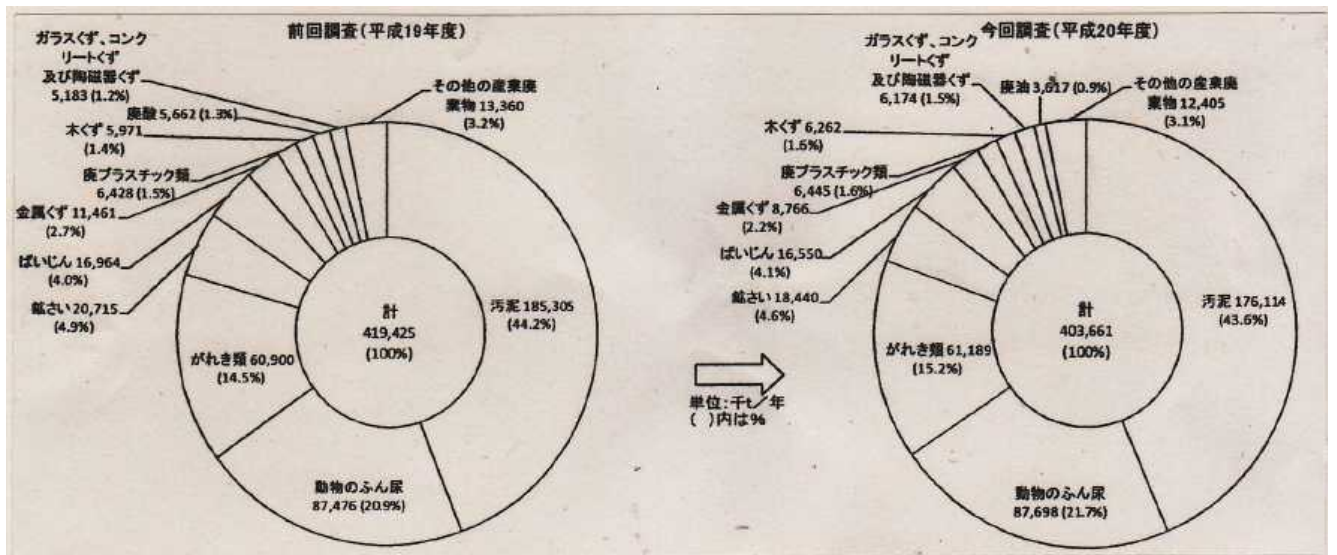
なお、排出の種別につきましては、県内、全国ともに汚泥の排出量が最も多く、全体の約40%、次いで動物のふん尿、がれき類の順で排出されており、この3種類で全排出量の8割を占めています。

また、農業用の廃ビニールについては、「天童市農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会」で回収を行っており、平成22年度は79tを回収しています。

山形県



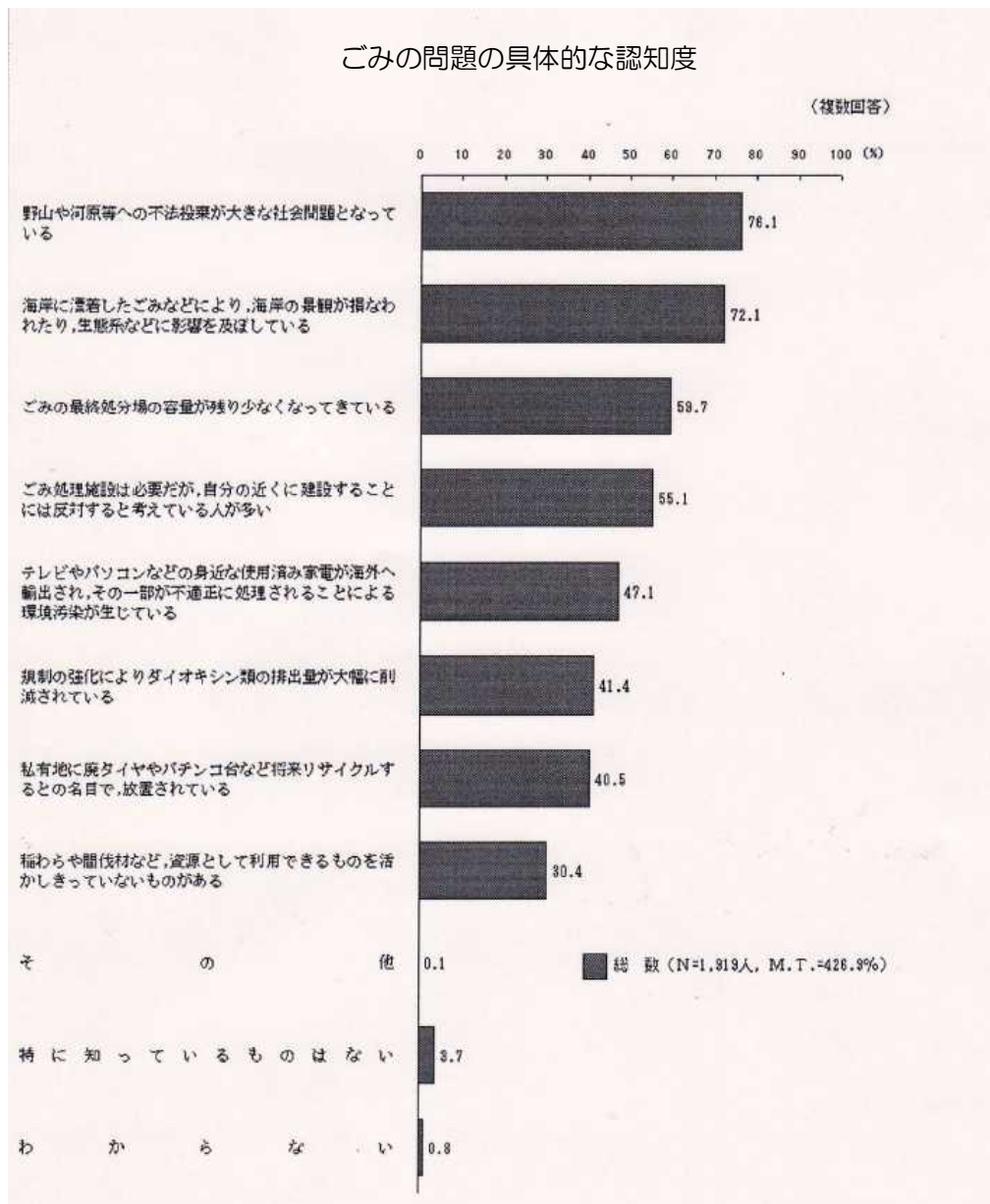
全国



### ③ 散乱ごみ

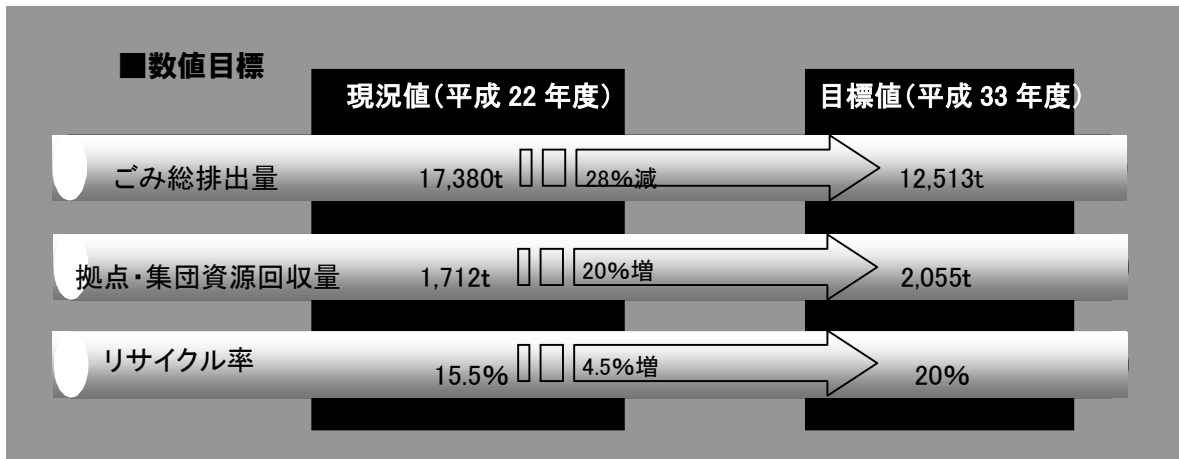
環境省による環境問題に関する世論調査によれば、ごみの問題の具体的な認知度において「野山や河原等への不法投棄が大きな社会問題となっている」を挙げた人の割合は76.1%と高い認知度を示しています。

本市では、毎年7月の第1日曜日を基準日として、市内の河川敷の清掃、空き缶やごみの収集を行っていますが、ごみのポイ捨てや不法投棄が絶えない現状にあり、不法投棄防止巡回パトロール、不法投棄の看板・のぼり旗の設置による防止活動を引き続き行っていく必要があります。



## (2) 基本方針と数値目標

資源には限りがあることや、ごみ処理に要する費用を認識するとともに、廃棄物処理が生活を維持するために不可欠であることを理解しながら、ごみを減らし、リサイクルを進め、循環型社会の構築を目指します。



## (3) 施策の実施（行政の役割）

		<行政の役割>
家庭系ごみ	【リデュース】 (ごみを減らす)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生ごみについて、電気式生ごみ処理機への購入補助利用者の拡大や畑での堆肥化促進により減量を図ります。</li> <li>■贈答品などの過剰包装に対する意識改革や小売業者への要請により、包装廃棄物の減量を促進します。</li> <li>■マイバッグ持参を継続推進し、商品購入の段階からのごみ減量を図ります。</li> <li>■ごみ減量の観点から、ごみ袋料金の見直しなど、ごみ排出者のさらなる負担の公平化に努めます。</li> <li>■ごみの減量化に関して効果をあげている先進都市の手法などを研究しながら、効果的な啓発運動を推進します。</li> </ul>
	【リユース】 (繰り返し使う)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活用品登録紹介制度の市ホームページ掲載、公民館での掲示などにより、利用の拡大を図ります。</li> <li>■各種団体が開催するフリーマーケットなどを積極的に支援し、ご</li> </ul>

	<p>【リサイクル】 (再生資源に戻す)</p>	<p>みとしての安易な排出の自粛を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■事業者と連携し、リターナブルびんの積極的な使用や容器を再度利用する詰替商品の利用拡大を図ります。</li> <li>■資源回収実施団体及び資源回収業者報奨金制度、資源物拠点回収事業を継続し、資源回収の利用を推進することにより、ごみ減量と再生資源としてリサイクルを推進します。</li> </ul>
--	------------------------------	--

＜行政の役割＞		
<p>事業系 ごみ ・ 産業 廃棄物</p>	<p>【リデュース】 (ごみを減らす)</p> <p>【リユース】 (繰り返し使う)</p> <p>【リサイクル】 (再生資源に戻す)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業者への自主分別の啓発により、減量化を促進します。</li> <li>■事業者に廃棄物減量化計画の策定を指導します。</li> <li>■事業者への呼掛けにより、事業所内における物品再利用の促進を図ります。</li> <li>■再生資源の利用拡大を促進するとともに、流通・販売関連事業者との協力により再生資源回収ルートの確立を図ります。</li> <li>■行政では、グリーン購入法に基づき物品の「調達方針」を作成するとともに、環境への負荷の少ない物品を積極的に調達します。</li> <li>■農業用廃プラスチック類については、回収を徹底するとともに、リサイクル化を推進します。</li> <li>■旅館や給食から排出される生ごみと畜産から排出される家畜ふん尿から堆肥を作り、農家はその堆肥を活用して農産物を生産し、その生産物を地元住民が消費する資源循環型農業を継続推進します。</li> <li>■食品廃棄物のリサイクルを図るため、排出事業者に対してリサイクル実績量に応じた奨励金を交付し、ごみ減量と食品循環資源の再生利用(10DOリサイクルプラン)を促進します。</li> <li>■市内の民間業者が、一般廃棄物などを飼料・肥料・燃料などにリサイクルする処理施設を稼働させています。ごみ減量化のため、</li> </ul>

		<p>利用の促進を図ります。</p> <p>■建設資材のリサイクルなど、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく対策を行政が率先して推進します。</p>
--	--	---

		＜行政の役割＞
散乱ごみ・不法投棄	【ポイ捨て】	<p>■草刈り、河川清掃、ごみ拾いなどにより、ポイ捨てしにくい環境づくりを地域のみなさんと進めます。</p>
	【ペットのふん】	<p>■犬の飼い方についての勉強会の開催などにより、ふんの後始末を啓発します。</p>
	【不法投棄】	<p>■国の機関や各種団体との連携による監視体制の充実を図ります。</p> <p>■投棄者の特定に努めるとともに、撤去の指導、投棄者名の公表などの措置を講じます。</p> <p>■不法投棄防止の看板やのぼり旗を設置しながら、国の機関や各種団体と連携してごみの不法投棄などの防止活動の推進を図ります。</p> <p>■廃棄物処理を委託する際のマニフェスト制度の活用など、排出事業者処理責任の強化を図ります。</p>

#### （４）市民と事業者の役割

		＜市民の役割＞	＜事業者の役割＞
家庭系ごみ	【リデュース】 （ごみを減らす）	<p>◆生ごみは堆肥化し、牛乳パックやトレイはリサイクルするなど、ごみに出すものを減らしましょう。</p> <p>◆レジ袋や過剰包装など、ごみになるものは受け取らないようにしましょう。</p> <p>◆マイバッグ・マイバスケット運動を推進し、身近なところ</p>	<p>◇簡易な包装に心掛けましょう。</p> <p>◇消費者に「包装は必要ですか」の声掛けをしましょう。</p> <p>◇マイバッグ・マイバスケット運動を販売の立場から推進しましょう。</p>



家庭系ごみ	【リユース】 (繰り返し使う)	<p>からごみを減らす習慣を身に付けましょう。</p> <p>◆いも煮会・花見などでは、できるだけ使い捨ての容器や割箸は使わないようにしましょう。</p> <p>◆子供用品など不要となったものは、知人に譲る、生活用品登録紹介制度を利用するなど、捨てる前に再利用を考えましょう。</p> <p>◆洗剤などは詰替商品を利用しましょう。</p>	◇リターナブル飲料や詰替商品を積極的に販売しましょう。
	【リサイクル】 (再生資源に戻す)	◆拠点回収や集団資源回収活動には、積極的に参加しましょう。	

		<市民の役割>	<事業者の役割>
業系ごみ・産業廃棄物	【リデュース】 (ごみを減らす)		<p>◇計画的な物品購入により、経費削減に合わせたごみ減量を図りましょう。</p> <p>◇事業所内での分別収集により、ごみ減量と処理費用の削減を図りましょう。</p>
	【リユース】(繰り返し使う)		◇事業所内における物品再利用の促進を図ります。

	<p>【リサイクル】 (再生資源に戻す)</p>	<p>◆地場産の野菜や果物を積極的に購入し、資源循環型農業を支えましょう。</p>	<p>◇資源循環型農業に積極的に参加しましょう。</p> <p>◇リサイクル商品の開発に取り組みましょう。</p> <p>◇建設業者は、建設廃棄物のリサイクルルートの確立に努めましょう。</p>
--	------------------------------	---	---

		＜市民の役割＞	＜事業者の役割＞
散乱ごみ・不法投棄	【ポイ捨て】	<p>◆「ポイ捨ては格好悪い」という手本を大人が示すとともに、子供たちにはしっかりした家庭教育を行いましょう。</p> <p>◆ポイ捨てしにくい地域環境を自らつくりましょう。</p> <p>◆地域の一斉清掃には必ず参加しましょう。</p>	<p>◇事業所周辺の清掃を心掛け、ポイ捨てされないようにしましょう。</p>
	【ペットのふん】	<p>◆犬の散歩の際は、必ずふんの後始末の道具を持ちましょう。</p> <p>◆簡単なふんの拾い方を工夫しましょう。</p>	
	【不法投棄】	<p>◆不法投棄されないように、地域で監視しましょう。</p> <p>◆不法投棄は絶対にやめましょう。</p>	<p>◇不法投棄は法律違反であることを認識し、廃棄物処理を事業の一環として行いましょう。</p>

## 1-4 放射能対策

### (1) 現状と課題

東京電力福島第一原子力発電所事故が発生して以来、市民の放射能に対する不安が高まっており、その影響が懸念されています。環境中の放射線量に対する不安から適切な情報が求められています。

このようなことから、市民の健康を守るとともに放射能に対する不安の払拭に資するため、山形県空間放射線量モニタリング計画に基づき、市内公共施設等での空間放射線測定を行い、測定結果を公表しています。

また、放射線測定の結果、周辺より放射線量が高い箇所が発見された場合、簡易な除染を実施します。

### (2) 基本方針

市民の健康を守るため、空間放射線測定と簡易な除染に取り組んでいきます。

### (3) 施策の実施（行政の役割）

	＜行政の役割＞	
【放射能対策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■空間放射線を定期的に測定します。</li> <li>■測定結果をすみやかに公表します。</li> <li>■公共施設で、周辺より空間放射線量が高い箇所が発見された場合、簡易な除染を実施します。</li> </ul>	

### (4) 市民の役割と事業者の役割

	＜市民の役割＞	＜事業者の役割＞
【放射能対策】	◆放射能に関して根拠のない思い込みや偏見をなくしましょう。	

基本目標2 豊かな緑と水の保全・活用

2-1 農地・森林の保全と活用

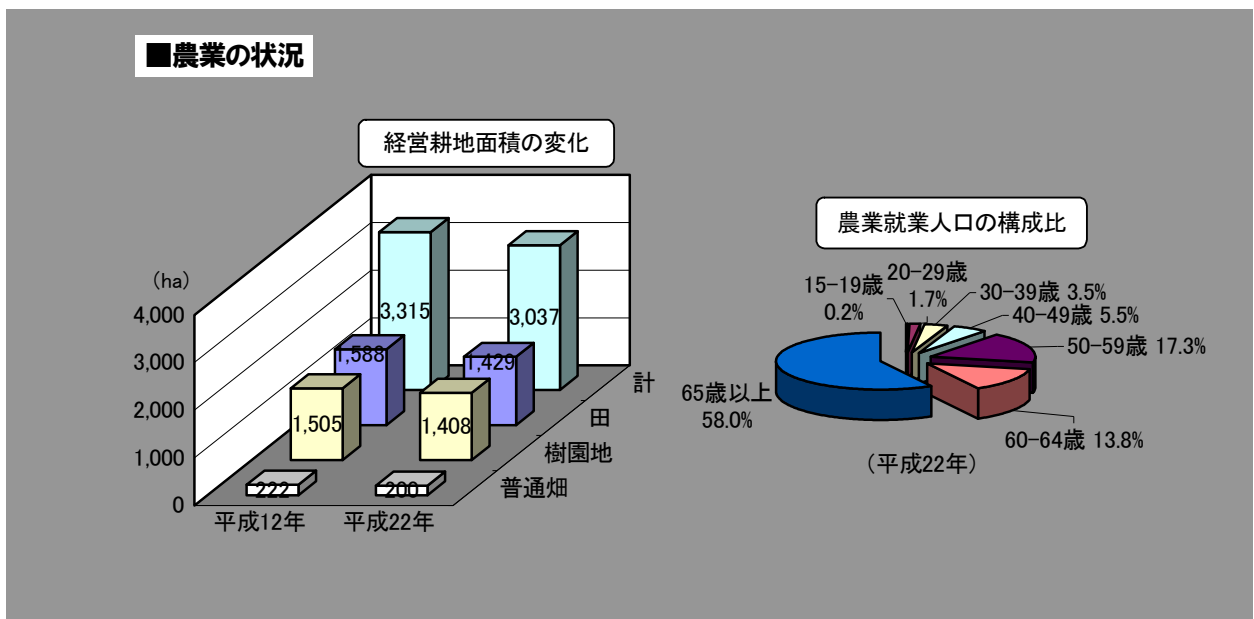
(1) 現状と課題

①農地

本市の農地は、平成22年度の経営耕地面積で3,037haあり、10年間で8.4%減少しています。種類別の構成比は、水田が47.0%、樹園地が46.4%、畑が6.6%で水田の比率が下がり、樹園地の比率が高くなっています。これは、米の生産調整や米価の低迷によるさくらんぼやラ・フランスなどの樹園地への転換、水田を中心に土地区画整理事業などの都市開発が進められたことが大きな要因となっています。

農業就業人口は、10年間で1,178人、23.9%減少し、また年齢構成は、60歳以上が71.8%を占めています。この農業就業人口の減少や高齢化の進展により、農業生産体制が脆弱化し、耕作放棄地の増加や農村集落の維持機能の低下といった問題が生じています。

農地は、農業生産の場のみならず、農村集落での生活の場として市民にとって重要な機能を持っています。また、自然環境の破壊やストレスの増大などにより、心身の癒しや安らぎに関する期待感から、農地・農村の豊かな自然や美しい景観などに対する関心が高まっています。そのため、農地・農村機能の維持、自然環境の保全、都市住民との交流などが、より一層重要な課題となっています。



## ②森林

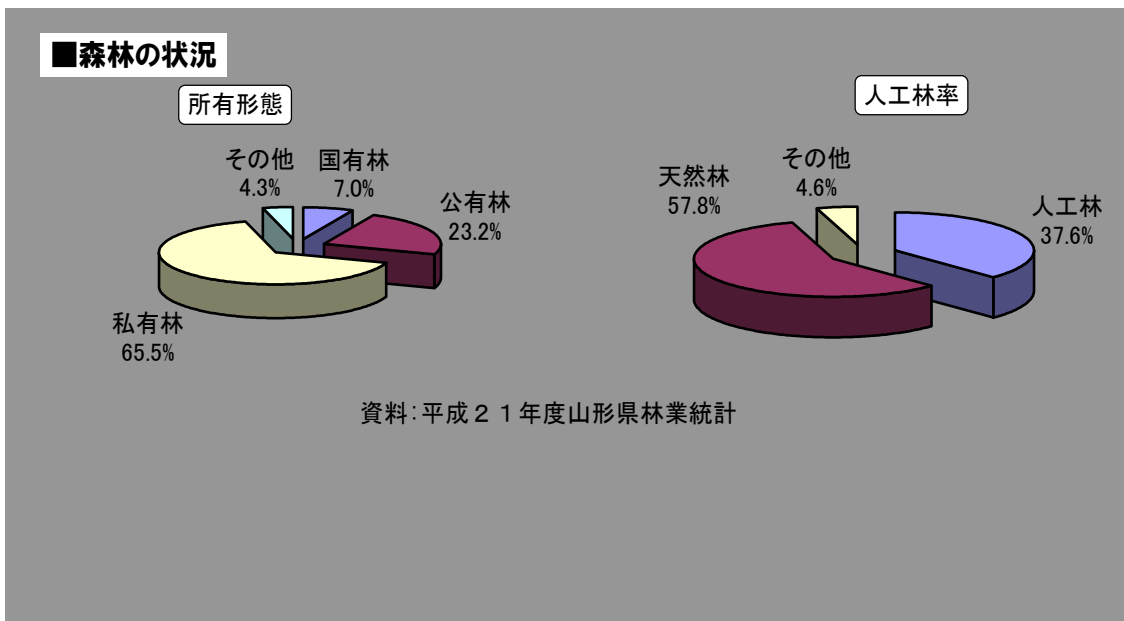
本市の森林面積は3,831haで、総面積の33.9%を占めています。森林のうち国有林は7.0%で、公有林と私有林、その他（森林総合研究所、林業公社等）を合わせた民有林が93.0%となっています。

県内の市町村の中では、民有林の比率が高く、都市近郊型林業としての特色を持っています。人工林の比率は37.6%で、スギ林がほとんどを占めています。また、ブナ類などの天然林が6割近くを占め、里山的要素を持つ森林の割合が高く、他に誇れる環境になっています。

また、森林の役割をエリアごとに色分けしたゾーニングによる森林の公益的機能の分化は、森林計画制度の大幅な改変を受けて、これまでの三機能（水土保持林・自然の循環利用林・森と人との共生林）が見直されます。新制度では、森林の役割をより細分化したゾーニングを実施することで、さらに高度に森林の公益的機能が発揮されることとなります。平成23年度末変更の新しい「天童市森林整備計画」で公表される予定です。

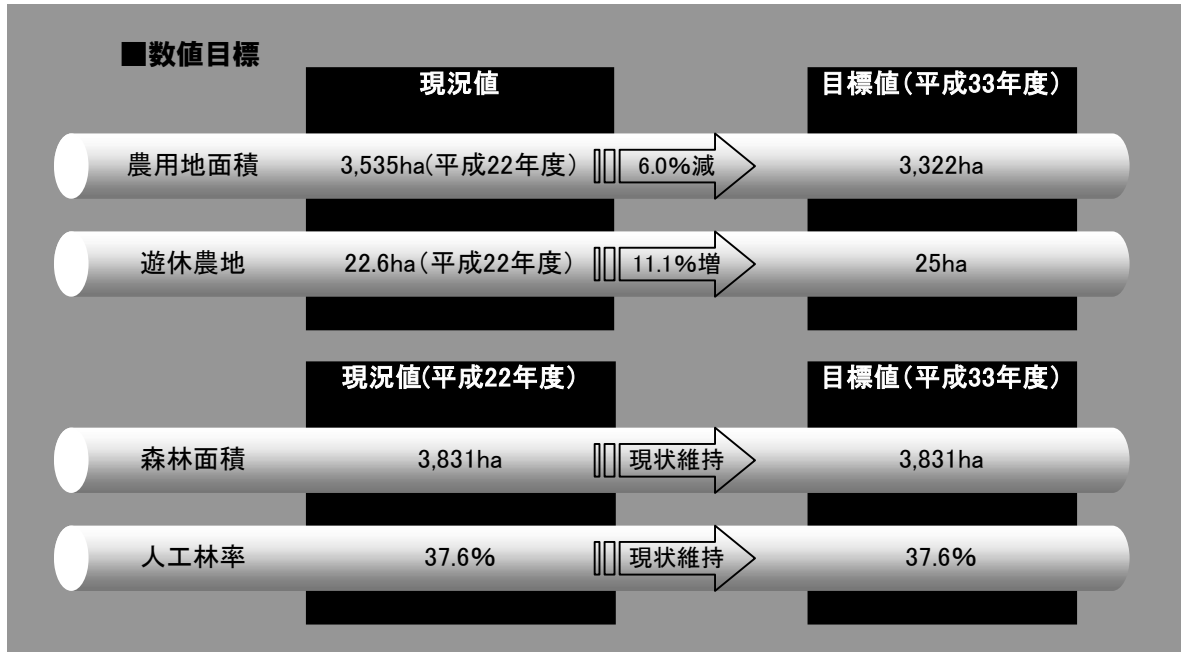
長年、木材の価格低迷など厳しい状況が続いた影響で林業が低迷し、間伐などの必要な作業が行われず荒廃した森林が増加しました。国における木材の国内自給率50%を目指した「森林・林業再生プラン」に基づき、荒廃森林の解消を図り、森林の健全化を目指していきます。

近年、松くい虫やナラ枯れなど、病害虫による森林被害が見られます。森林病害虫は里山の景観を損なうだけでなく、枯損木の倒木被害や水土保持にも影響を与えます。松くい虫被害は横ばい傾向ですが、平成21年度に本市で確認されたナラ枯れは、今後被害がピークを迎えると予想され、厳重な監視が必要です。



## (2) 基本方針と数値目標

農業・林業基盤の活性化を推進し、農地・森林が本来持つ多様な環境保全機能の維持・向上を図ります。



## (3) 施策の実施(行政の役割)

<行政の役割>	
【農地】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■資源循環型農業を確立するためのシステムづくりを目指し、多様な生態系の基盤、貯水池機能、農村景観などの農地の持つ環境保全機能の維持・向上に努めます。</li> <li>■遊休農地の発生を防止するため、啓発書の発送・意識調査のほか、遊休地解消対策事業や国の中山間地直接支払い制度の活用を推進します。</li> </ul>
【森林】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■里山の森林地域では無計画な伐採を防ぐとともに、農地利用の外延的規模拡大が図られてきた山麓の開発については、災害の誘発防止のため、森林の公益的機能が発揮されるように努めます。</li> <li>■複層林、優良林、有用広葉林などを造成するための新たな施業技術の導入や定着を図り、森林の持つ多様な環境保全機能の向上を図ります。</li> </ul>

	<p>■市民ボランティアや地域ぐるみでの活動を促進し、森林の育成を図ります。</p> <p>■間伐材を含めた地場林産材の利用促進などにより、森林保全意識の高揚を図ります。</p>
--	---

#### (4) 市民と事業者の役割

	＜市民の役割＞	＜事業者の役割＞
【農地】	<p>◆市民農園などを活用し、農業への理解を深めましょう。</p> <p>◆遊休農地の防止や活用について、地域ぐるみで取り組みましょう。</p>	<p>◇環境保全型農業の推進などにより健全な農地の維持に努めましょう。</p> <p>◇地域や行政の協力を得て、遊休農地の発生をできるだけ防止しましょう。</p>
【森林】	<p>◆森林に親しむとともに森林育成の活動に参加しましょう。</p> <p>◆地場林産材を利用し、地元の林業を支えましょう。</p>	<p>◇林業の振興だけでなく、環境保全の観点からも森林の育成・保全に努めましょう。</p> <p>◇森林の新たな活用方法を検討しましょう。</p>

## 2-2 希少な自然の保護

### (1) 現状と課題

本市の東部に位置する天童高原一帯約 1,883ha は県立自然公園に指定されており、豊富な植物や野鳥が生息しています。天童高原は、かつては、ブナの多い天然林であったといわれています。その林が伐採され、現在見られる自然林は、薪や炭を採る林として利用されてきた二次林です。ミズナラ、イタヤカエデ、ブナなど高木林の中に、亜高木のヤマモミジ、ウワズミザクラ、ミズキ、ヤマボウシなどが混生し、林床にはチシマザサが生え、マルバマンサク、オオバクロモジ、タニウツギなどの雪国の小低木状の樹木が多く見られ、ホオジロ、コガラなどの野鳥を見ることができます。

県立自然公園には、ジャガラモガラや原崎沼も含まれています。

ジャガラモガラは平成7年3月に県指定天然記念物に指定され、深さ100mのすり鉢状の窪地になっています。すり鉢の底にあたる部分には、無数の穴が開いておりそこから真夏でも摂氏3~7℃の冷風が吹きます。普通はすり鉢状になっている地形の山々では、底の部分の植物が生茂り標高が高くなるにつれ草木が育たず、高山植物のようなものばかりになります。ジャガラモガラは、下から冷風はどんどん溜っていきこの冷気に影響され底の方にある植物は気温が低いいため育たず、標高が高くなるにつれ植物が育つという真逆な植生環境で「不思議の国」となっています。

春になっても芽生えが非常に遅く、ベニバナイチヤクソウ・コキンバイ・ヤナギラン・ホソバノキリンソウなど亜高山性の植物が群生しています。ジャガラモガラ特有の風穴が減るなどの変化が進行しており、関係者の研究と保護により守られている状況です。

また、原崎沼には、シベリア方面からカルガモ、マガモ、コガモなど10種類以上のカモが飛来し、越冬します。沼の周囲の高木にはオオタカやノスリが現れます。

近年の急激な生活環境の変化に伴い、イバラトミヨをはじめとする貴重な天然記念物の生息環境が脅かされています。未来の子供たちに、豊かな自然を引き継ぐためにも、保存会などによる活動を支援するとともに、生息環境の維持に必要な調査・研究を進め、保護に努めることが必要です。

市西部の水田や河川はサギ類の重要な餌場となっているほか、点在する鎮守の森や雑木林では、カラ、ケラ、ホオジロなど豊富な小鳥類を狙ったトビやチョウゲンボウなどの猛禽類が多数観察できるほか、寺津沼には白鳥が飛来します。

### (2) 基本方針

多様な生物の生育・生息の場である緑・水辺などを積極的に保全するとともに、自然の仕組みを学び、天童市を特徴づける固有の自然を守ります。



(3) 施策の実施（行政の役割）

	＜行政の役割＞
【生態系】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ジャガラモガラやイバラトミヨに関する調査・研究と保護活動を継続します。そのほか、里山や河川などの動植物の状況についても地域の研究者などと連携しながら、実態の把握に努めます。</li> <li>■ 天童高原での自然観察を推進し、自然を知ることによる自然保護を目指します。</li> <li>■ カモシカなどによる食害の例なども考慮しながら、人と野生生物との共生のための方策を検討していきます。</li> <li>■ 白鳥などの渡り鳥が活動する河川・湖沼・水田などについては、地域とともに保護の方策を検討していきます。</li> <li>■ ホタルやメダカなど、減少の著しい身近な生き物の生息環境に考慮した用排水路等の整備を促進します。ホタルについては、学校での環境教育や地域ボランティア活動とも連携して、ホタルの飛び交う環境づくりを推進します。</li> <li>■ 地域のシンボルになっている樹木、樹林については天然記念物の指定をも含め保護します。</li> </ul>

(4) 市民の役割と事業者の役割

	＜市民の役割＞	＜事業者の役割＞
【生態系】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 動植物について学習するとともに、希少な自然の研究や保護活動に協力しましょう。</li> <li>◆ ジャガラモガラの立入禁止区域に入らない、希少種を趣味で採らないなど、マナーを守り、希少な自然を保護しましょう。</li> <li>◆ 樹木をできるだけ切らない、庭に実のなる木を植えるなど、身近な生態系の保全を考えましょう。</li> <li>◆ 原崎沼のカモ、寺津沼の白鳥など、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ コンクリートだけでない多自然型水路など、環境に配慮した農地づくりに協力しましょう。</li> <li>◇ 事業活動の場で希少な動植物が確認された場合には、専門家と協議し、保護しましょう。</li> <li>◇ 開発や施設の整備などを行う際は、周辺環境や生態系に配慮して実施しましょう。</li> </ul>

	<p>地域のシンボルともなる動植物を保護し、釣り糸や釣り針を残さないなどのマナーを守りましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ホタル観察などを積極的に行い、季節の風景への関心を高めましょう。</li><li>◆生態系に大きな影響を及ぼすブラックバスやブルーギルなどの外来魚の放流はやめましょう。</li></ul>	
--	--	--

## 2-3 自然とのふれあいの推進

### (1) 現状と課題

#### ①自然景観

本市を代表する自然の景観としては、奥羽山系・月山朝日の山並みや出羽の三森（舞鶴山、八幡山、越王山）や四季折々の表情と広大な眺望が得られる天童高原が挙げられます。

景観の形成・保全については、天童市都市景観形成基本計画の中に景観形成に係る各種施策が盛り込まれています。

#### ②自然体験

天童高原は、春から秋にかけてハイキングやキャンプ、紅葉狩りが楽しめます。また、散策ルートが設定されている、天童高原ウォーキングセンターや高原の里交流施設ぽんぼこの裏山にある絆の森林を活用し、自然学習や体験活動、環境学習が行われています。そのほか、ジャガラモガラ、若松寺、舞鶴山などにも遊歩道が設置されており、身近に森を感じられる場所が点在しています。

また、果実のもぎとりなどの観光果樹園が、市内外の人に自然とのふれあいの場を提供しており、四季を通じて活用していくことが重要です。

### (2) 基本方針

身近な自然とのふれあいの場を創出するとともに、自然を大切にする心を育て、本市の風景をいつまでも大切にする活動を推進します。

### (3) 施策の実施（行政の役割）

	＜行政の役割＞
【自然景観】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■天童市都市景観形成基本計画に基づき、市街地景観の創造をはじめ、眺望景観や自然景観、集落景観、文化的景観などの保全に努めます。</li> <li>■「ふるさと水と土保存基金」の活用などにより、特色ある農村景観の維持に努めます。</li> </ul>
【自然体験】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■登山道や散策路については、刈払いなどの整備を行うとともに、自然とふれあうイベントなどを開催します。</li> <li>■天童高原周辺については、自然とのふれあい活動の中心の場と位置付け、ウォーキングセンターの資料や情報提供の充実を図り、自然学習・体験活動を促進します。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ジャガラモガラ森林ふれあい広場や田麦野絆の森林などを整備・活用し、自然とのふれあいの場を創出する活動を推進します。</li> <li>■ 観光果樹園との連携などによるグリーンツーリズムを推進します。</li> <li>■ 緑の少年団活動など、青少年が自然を通して豊かな人間性を育む活動を促進します。</li> </ul>
--	---

(4) 市民の役割と事業者の役割

	＜市民の役割＞	＜事業者の役割＞
【自然景観】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市外からの訪問者に地域の景観を紹介しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 建物などを建築する際には、自然景観を阻害しないように配慮しましょう。</li> <li>◇ 景観づくりにも留意した観光農業を推進しましょう。</li> </ul>
【自然体験】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自然散策の場などの整備に協力しましょう。</li> <li>◆ 自然観察会や自然体験活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>◆ 積極敵に自然に親しむようにしましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 農業者は、観光果樹園などを利用したグリーンツーリズムを企画しましょう。</li> </ul>

**基本目標3** 安らぎのある日常環境の実現

**3-1 歴史文化資源の保存と継承**

**(1) 現状と課題**

天童市内には国、県、市指定及び登録有形文化財を含めて103の文化財があります。国指定のものは、重要文化財の「若松寺観音堂」、「板絵著色神馬図」、「金銅聖観音像懸仏」、「木製十一面観音像懸仏」と史跡の「西沼田遺跡」です。また、私塾の「格知学舎」や洋風建築の「旧東村山郡役所」に見られるように明治時代の文化遺産も県指定として保護されています。

その他、市内には、長い歴史の中で生まれ、独自の風土によって培われてきた歴史的・文化的な遺産が数多く残されています。

本市では、これら特色ある文化財を活かすため、文化財巡りモデルコースや文化財マップの整備を進めるとともに、歴史や文化に関する講座の開催などとおして、市民一人ひとりが身近な文化財に触れ、郷土に対する誇りや愛着を育むことのできる環境の整備に努めます。

**(2) 基本方針**

先人のたゆまない努力により受け継がれてきた天童の歴史と伝統を継承し、ふるさとを想う心と、さまざまな環境について広く大きな視点で考える心の醸成を図ります。

**(3) 施策の実施（行政の役割）**

	＜行政の役割＞	
【文化財】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■文化財巡りコースに環境を考える要素を取り入れるとともに、ガイドブックや説明板の充実などによる活用推進を図ります。</li> <li>■西沼田遺跡は、平成14年度から国の補助を受け整備が進められ、平成20年度に西沼田遺跡公園として開園しました。遺跡から出土した土器や木製品などの整理・保存、調査・研究を進めるとともに、体験学習の場や地域の憩いの場として活用を図ります。 また、市内の文化財や観光施設などと連携して、市内外からの来訪者が楽しむことのできる地域振興の拠点を目指します。</li> <li>■文化財として指定するのが適当とされたものについては、随時指定を行い、その保護に当たります。</li> </ul>	
【地域文化】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■伝統的な祭りや行事について、取材・記録保存するとともに、必要に応じ、その保存・育成のための物心両面での支援を行います。</li> <li>■西沼田遺跡公園に復元された古代農村集落を活かし、農と昔の循環型社会を学ぶことのできる要素を取り入れた観光拠点として推進します。</li> <li>■「生涯学習サポーターバンク」の充実を図り、文化の伝承や環境を考える機会の拡充に努めます。</li> </ul>	

**(4) 市民の役割と事業者の役割**

	＜市民の役割＞	＜事業者の役割＞
【文化財】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域の文化財を再確認するとともに、保存・整備に協力しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇建築物や看板の設置の際は、文化財や案内標識などが見にくくならないように配慮しましょう。</li> </ul>

<p>【地域文化】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 伝統文化の後継者を育成しましょう。</li> <li>◆ 地域の祭りや行事などに積極的に参加しましょう。</li> <li>◆ 地域に伝わる伝説や風習などを調べてみましょう。</li> <li>◆ 文化や風習を知る人との交流を深めましょう。</li> </ul>	<p>◇ 地域の行事に参加・協力し、地域の一員として文化の形成に努めましょう。</p>
---------------	--	---



資料：天童市の文化財

### 3-2 身近な潤いの創出

#### (1) 現状と課題

公園や緑地は、市民の潤いやスポーツ・レクリエーションの場の提供のほか、公害・災害の影響の緩和、避難・救護活動の場としても活用されます。

本市の公園数は、平成23年10月現在、都市計画公園・緑地が60カ所（うち未整備1カ所）、市街化区域外に農村公園などが56カ所あります。

コンパクトな市街地内に、人工の緑（山形県総合運動公園）と自然の緑（天童公園）という異なった性質の二つの大規模な公園を有することは、恵まれた緑の住環境にあると言えます。都市計画区域内の一人当たりの都市公園面積は、15.3㎡で全国平均9.7㎡（平成21年）を上回っています。

しかし、市民の親水の場となるべき倉津川が、水面との段差により親水性に欠けるなど、量的にも質的にも十分とはいえない状況です。

#### ■公園・緑地の状況

（平成23年10月現在）

区分		計	整備済み(整備中含む)		未整備	
			カ所数	面積(ha)	カ所数	面積(ha)
都市計画公園	広域公園	1	1 (山形県総合運動公園)	50.3	—	0.3
	総合公園	1	1 (天童公園)	9.13	—	56.17
	近隣公園	7	7	5.8	—	—
	街区公園	46	45	11.45	1	0.19
都市計画緑地		5	5	3.69	—	0.62
計		60	59	80.37	1	57.28
農村公園など		56	56	—	—	—

資料：都市計画課

#### (2) 基本方針

身近で、誰もが安心して緑や水とふれあえる潤いの場を創出します。

#### (3) 施策の実施（行政の役割）

	<行政の役割>
【緑・公園】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■山形県総合運動公園と出羽の三森を結ぶ地域を公園・緑地の拠点として位置付けるとともに、市内の公園・緑地、鎮守の森を有機的に結び付け、緑のネットワークの形成に取り組みます。</li> <li>■市街地周辺部の公園・緑地の設置を推進し、地域住民の日常的な利用が可能となるような地域バランスを踏まえた緑の空間の整備を図ります。</li> <li>■公園施設、樹木などの計画的な点検、修繕、更新を行い、常に安全、快適に利用できるように維持管理を行います。</li> <li>■生け垣設置補助制度の充実などにより住宅の緑化を推進し、緑豊かなやすらぎのあるまちなみを形成します。</li> <li>■緑豊かな都市景観を維持するため、保存樹木などを指定し、保全していきます。</li> </ul>

	■みどり環境フェアでの緑化樹木の無料プレゼントにより、市民が緑を増やせる機会をつくれます。
【水辺】	■愛宕沼を整備して、市民が、憩いを求めて散策できるような水に親しめる水辺の環境づくりを、自然との共生に留意しながら推進します。

(4) 市民の役割と事業者の役割

	＜市民の役割＞	＜事業者の役割＞
【緑・公園】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆家庭で緑を増やしましょう。</li> <li>◆公園を大切にしましょう。</li> <li>◆公園や緑の維持・管理に協力しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇事業所での緑化を、景観づくりに配慮して進めましょう。</li> <li>◇大規模な事業所では、工場立地法の基準である20%以上の緑地面積率の確保に努めましょう。</li> </ul>
【水辺】	◆河川敷等の清掃活動に協力しましょう。	



### 3-3 まちなみ景観の整備

#### (1) 現状と課題

JR天童駅周辺の建築物、黒松を植樹し羽州街道をイメージさせた駅周辺道路、中心街を流れる倉津川、そして、従来からのシンボリック景観である天童温泉や将棋駒を題材としたデザインなどが、市街地の主要な景観要素となっています。さらに、天童古城西羽州街道まちなみ協定による、地域の歴史や文化に配慮したまちなみづくりが行われています。

また、城下町のたたずまいを残す高揃と蔵増、最上川舟運により栄えた寺津も歴史的な風情を残す農村景観を形成しています。

しかし、環境意識調査によれば、「まちなみの美しさ」に満足している人が9%と少なく、美しい景観の形成を図ることが課題となっています。

#### (2) 基本方針

天童の自然や文化と調和し、市民が親しみ、心がはずむようなまちなみ景観を創出します。

#### (3) 施策の実施（行政の役割）

	＜行政の役割＞
【まちなみ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「天童市都市景観形成基本計画」により、「快適な住みよいまち（生活的景観）」「自然と調和した緑あふれるまち（自然的景観）」「文化の薫る風格のあるまち（歴史的・文化的景観）」を、景観形成を考えたまちづくりの目標にして進めていきます。</li> <li>■ 土地区画整理事業により、電線の地中化などを含めた良好な都市環境の整備を進めます。</li> <li>■ 地区計画の導入により建築物の形態制限などのまちづくりルールを定め、快適な住みよいまちづくりを進めます。</li> <li>■ 歴史的なたたずまいを残す農村集落の維持・保存について、地域とともに検討していきます。</li> <li>■ 市内各地で実施している花いっぱい運動をさらに充実拡大します。花の苗を配布するとともに、コンクール実施による啓発を行います。</li> </ul>

【美化】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■放任された空地などは、土地所有者や管理者への除草などの管理指導を行います。また、除草などの維持管理の徹底を推進します。</li> <li>■天童駅周辺、地下歩道などの清掃を定期的に行い、公共の場の美化に努めます。</li> <li>■自転車の防犯登録を推進するとともに、環境衛生組合連合会及び防犯協会との連携を図り、道路や公園などの放置自転車の回収を進め、放置自転車による景観阻害の防止に努めます。</li> </ul>
------	--

(4) 市民の役割と事業者の役割

	<市民の役割>	<事業者の役割>
【まちなみ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆家を建築する際には、まちの景観や隣家の日照などに配慮しましょう。</li> <li>◆地域での花いっぱい運動を積極的に推進するとともに、家庭でも花や緑で飾りましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇商店街などでは、飾花運動に取り組み、明るいまちなみづくりに努めましょう。</li> </ul>
【美化】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆空地などは、きちんと管理しましょう。</li> <li>◆地域での清掃活動には、必ず参加しましょう。</li> <li>◆自宅と周辺の除草に心掛けましょう。</li> <li>◆自転車の放置はやめましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇イメージアップのためにも、事業所周辺の清掃は積極的に行いましょう。</li> </ul>

**基本目標4** 未来に向けた足もとからの取組

## 4-1 地球温暖化防止への取組

## (1) 現状と課題

## はじめに、地球温暖化とは？

地球の表面は太陽のエネルギーで温められています。温められた地表から放出された熱の多くは宇宙に出ていきますが、一部の熱は大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスに吸収されて、地球上に残ります。大気中の温室効果ガスの量が適度なら、地球全体の気温はほどよく保たれ、生物が生きていきやすい環境になります。

ところが、温室効果ガスが増えすぎると、そのバランスが崩れ、熱が余分に残り地球全体の気温が上がってしまいます。この状態を地球温暖化と言います。(こども環境白書2011より)

最も大きな環境問題のひとつである地球温暖化は、異常気象の増加や生態系への影響、農作物への被害等、さまざまな影響が懸念されています。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの多くは、エネルギーの消費に伴って排出されています。温室効果ガスの排出量は、1980年代の産業革命を基に大幅に増え、それに伴い世界の平均気温が急激に上昇してきています。温室効果ガスの排出量が大幅に増えた理由として、家庭生活の快適性や利便性を求めるライフスタイルの多様化や世帯数の増加といった、社会構造の変化が挙げられます。

近年の日本においては、頻繁におこる局地的集中豪雨や大型台風の上陸、記録的な猛暑、世界に目を向けると大規模な干ばつ被害やサンゴ礁の減少、北極の氷の減少や南極の氷河の後退が起っています。これらも地球温暖化がもたらしたものとされています。

これらを防止するため、世界的な枠組みのもと、行政・市民・事業者が一体となって取組を進めていくことが求められています。

## ①省エネルギー

地球温暖化防止対策においては、温室効果ガスの排出源となるエネルギーの使用を減らす省エネルギーの取組みが重要です。

省エネルギーとは、エネルギー全般を指します。車のアイドリングストップから節電、ごみの減量に至るまで多種多様なものがそれにあたります。一人ひとりの小さな心掛けでできることはたくさんあります。

今後も、市民・事業者と連携を図りながら、省エネルギーを推進していく必要があります。

## ②環境にやさしいエネルギー

地球温暖化防止対策においては、温室効果ガスの排出が少ないエネルギー（再生可能エネルギー）の導入の重要性が高まっています。

現在もエネルギーとして大きな役割を担っている化石燃料は無限にあるものではなく、限られた天然資源です。これらの資源を効率的かつ有効に使っていく必要があります。

本市では、公共施設への太陽光発電システムの設置や、市民の導入促進の一助として「住宅用太陽光発電設置支援事業費補助金交付要綱」を制定しています。

今後も、市民・事業者と連携を図りながら、再生可能エネルギー等の環境負荷の少ないエネルギーの公共施設への導入や、市民・事業者への導入を推進していく必要があります。

### （2）基本方針

地球規模で考え、足もとから行動するエコライフ運動を展開します。

指標項目	現況値（平成22年度）	目標値（平成33年度までの累計表示）
公共施設における自然エネルギー利用件数	7件（学童3、保育園4）	33件
住宅用太陽光発電システム設置件数	58件（平成17年度～平成22年度）	613件
公用車における低公害車数	43台（41.7%）	90台（87.4%）
市施設における二酸化炭素排出量	8,813 t	8,284 t

年	地球温暖化対策の世界のあゆみ
1972	ストックホルム会議（スウェーデンのストックホルムで開催） 環境をテーマにした世界初の国際会議
1985	フィラハ会議（オーストリアのフィラハで開催） 二酸化炭素による地球温暖化の問題が取り上げられた世界初の国際会議
1988	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）設立 各国の研究者が地球温暖化について話し合う場を作った。
1992	地球サミット（ブラジルのリオデジャネイロで開催） リオ宣言…環境を守りながら開発するための原則 アジェンダ21…世界がリオ宣言に従って行動するための計画 気候変動枠組条約…各国が協力して地球温暖化対策に取り組むための約束

1997	気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）（京都で開催） 先進国を中心に代表が集まって、温室効果ガスを減らすための会議（京都議定書）
2007	気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）（インドネシアのバリ島で開催） バリ行動計画を発表
2008	G8洞爺湖サミット（北海道で開催） 先進国の首脳が「地球温暖化」をテーマに話し合い、「2050年までに世界の温室効果ガス排出量を少なくとも今の半分に減らす」約束をした。
2009	気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）（デンマークのコペンハーゲンで開催） 地球温暖化対策の各国の削減目標と行動を話し合った。
2010	気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）（メキシコのカンクンで開催） 2013年以降の国際的なルールについて話し合った。

こども環境白書 2011 より

### （3）施策の実施（行政の役割）

	＜行政の役割＞
【エネルギー利用】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■太陽光発電などの再生可能エネルギーを調査・研究し、市庁舎をはじめ市立小中学校への導入を積極的に進めます。</li> <li>■住宅用太陽光発電システム設置補助事業による、太陽光発電の普及促進に努めます。</li> <li>■新エネルギーや省エネルギーへの先駆的な取組みを紹介し、普及促進に努めます。</li> <li>■省エネルギーに対する意識を高め、節電などに積極的に取り組みます。</li> </ul>
【交通】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共交通機関の利用促進によるマイカー使用の抑制を図ります。</li> <li>■市民や事業者に対して、二酸化炭素排出量の少ない低公害車の普及促進の啓発を図るとともに、市施設への率先的導入を推進します。</li> <li>■市全体としてのノーマイカーデーやアイドリングストップ運動の実践を推進します。</li> </ul>

【生活】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地球温暖化のメカニズムや防止対策などについて、市報や推進冊子などを通して市民に分かりやすく紹介します。</li> <li>■生産に伴うエネルギー消費量の少ない旬の作物の利用を促進するなど、生活の中での省エネ意識の高揚を図ります。</li> </ul>
【吸収】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■二酸化炭素の貯蔵と吸収の役割を果たす木材の利用と植樹を促進します。</li> </ul>

#### (4) 市民の役割と事業者の役割

	＜市民の役割＞	＜事業者の役割＞
【エネルギー利用】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆家の新築やリフォームをする際には、太陽光発電などの再生可能エネルギーを積極的に利用しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇再生可能エネルギーやリサイクルエネルギーの活用を進めましょう。</li> </ul>
【交通】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公衆街路灯や防犯灯のLED化を推進しましょう。</li> <li>◆アイドリングストップを心掛けましょう。</li> <li>◆マイカー通勤の方は、できるだけ自転車通勤に切り替えましょう。</li> <li>◆近くへの移動は自転車などを活用しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇アイドリングストップ運動に取り組みましょう。</li> <li>◇低公害車の導入を積極的に進めましょう。</li> </ul>
【生活】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境家計簿などによりエネルギーの使用料を把握しながら、日常生活での省エネルギーを進めましょう。</li> <li>◆早寝早起きなど、省エネルギー型のライフスタイルをつくりましょう。</li> <li>◆米や野菜、果物などの地産地消を積極的に行いましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇事業所全体として、省エネルギー、節電に取り組みましょう。</li> </ul>

【吸収】	◆二酸化炭素貯蔵庫としての木造建築の役割を理解しましょう。	◇木材建築物を多用し、二酸化炭素の貯蔵に取り組みましょう。
------	-------------------------------	-------------------------------

## 4-2 他の地球温暖化問題への取組

### (1) 現状と課題

#### ① オゾン層の破壊

太陽光中の有害な紫外線を吸収するオゾン層が、フロンガスに代表されるオゾン層破壊物質により破壊されており、その結果、地上に到達する有害な紫外線が増加し、皮膚ガンや白内障等の健康被害の発生や、植物やプランクトンの生育の阻害を引き起こすことが懸念されています。オゾン層破壊物質の多くは強力な温室効果ガスでもあり、地球温暖化の原因ともなっています。

オゾン層破壊物質は、1989年以降、「モントリオール議定書」に基づき規制が行われています。その結果、成層圏におけるオゾン層破壊物質の総濃度は減少傾向にあります。

しかし、大気中のオゾンは、1980年代から1990年代前半にかけて大きく減少した後、現在も減少し続けています。

本市においても、平成13年の家電リサイクル法施行後は、環境推進冊子を作成し配布する等、オゾン層破壊物質であるフロンを含む製品（冷蔵庫やエアコン）の適正な処理、回収に向けて取り組んでいます。しかしながら、オゾン層や有害紫外線に関する情報が少ないことから、市民の関心は低いのが現状です。今後は、これらの情報提供を行うとともに、廃棄される製品からフロンが適切に処理、回収されるよう更なる周知、啓発に取り組む必要があります。

#### ② 酸性雨

酸性雨とは、化石燃料の燃焼から生じる大気中の硫酸化物や窒素酸化物などが取り込まれて、PH5.6以下となった酸性の強い雨を言います。PHの値が小さくなるほど酸性が強く、中性はPH7です。

酸性雨の状況について、本市では雪の調査を行っています。最近10年の推移を見ると、県平均と同程度若しくは、やや良い数値が出ています。このいずれの数値も酸性雨を示す値となっています。なお、大陸で排出された酸性物質の影響を受けやすい日本海側は、酸性の割合が高い状況にあります。

日本における酸性雨の被害は、現時点では明らかになっていませんが、一般に酸性雨による影響は長い期間を経て現れると考えられているため、現在のような酸性雨が今後も降り続ければ、将来その影響が顕在化する恐れがあります。

諸外国に目を向けると、ヨーロッパ諸国やアメリカ大陸での被害が報告されています。酸性雨により湖沼が酸性化し魚類の生息に悪影響が出ていることや、ドイツのシュバルツバルトに代表される森林被害が報告されています。



## (2) 基本方針

オゾン層破壊物質を確実に処分し、次世代に影響を残さないようにするとともに、その他の地球環境問題にもできることから対応していきます。

## (3) 施策の実施（行政の役割）

	＜行政の役割＞
【オゾン層の破壊】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■オゾン層にかかわる状況の広報に努めます。</li> <li>■フロン有害性を周知し、家電リサイクル法に基づき冷蔵庫・エアコンなどを廃棄する際の適切な処理の徹底を図ります。</li> </ul>
【酸性雨】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■酸性雨にかかわる調査の継続、情報収集、市民への情報提供に努めます。</li> </ul>
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■熱帯林の破壊に対処するため、公共事業における熱帯林を用いた資材の使用を減らし、国産木材・地場産材の利用を促進します。</li> </ul>

## (4) 市民の役割と事業者の役割

	＜市民の役割＞	＜事業者の役割＞
【オゾン層の破壊】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆家庭にあるフロン製品をチェックし、廃棄の際にはルールに基づき適正に処理しましょう。</li> <li>◆冷蔵庫やエアコンを廃棄する場合は、家電リサイクル法に基づき、適正に処理しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇事業所にあるフロン製品を廃棄する場合は、確実な処理ルートでの廃棄を徹底しましょう。</li> </ul>
【酸性雨】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆アサガオ観察など、身近なところでの酸性雨の影響に注意しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇化石燃料の使用が酸性雨にも影響していることを認識し、窒素酸化物などの排出抑制に努めましょう。</li> <li>◇酸性雨は大陸からの影響もあることを認識し、海外での事業活動の場合には窒素酸化物などの排出抑制に留意しましょう。</li> </ul>
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日常生活と地球温暖化問題との関連を学びましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇事業活動が及ぼす地球環境への影響を把握し、留意しましょう。</li> </ul>

**基本目標5** みんなで学びみんなで参加

**5-1 環境学習の実践**

**(1) 現状と課題**

本市には、公民館、高原の里交流施設「ぼんぼこ」など環境学習を推進するためのさまざまな学習施設があります。市立公民館を拠点として活動している地域づくり委員会では、環境部会などを中心にして地域の環境保全活動に取り組んでいます。高原の里交流施設「ぼんぼこ」は、田麦野地域の特徴を生かした自然体験や環境学習などを行っています。こうした活動に対し、行政で支援できることとして、地域いきいき講座を企画し講師を派遣しています。

こどもエコクラブは、環境省や自治体、企業等が連携し実施している事業です。今後も学校への紹介による働きかけを行い、学校における環境教育との連携をより一層進める必要があります。

**地域づくり委員会の活動例（平成22年度）**

①天童南部地域

○天童南部10町内会で「花いっぱい運動」の実施

②天童中部地域

○ごみ減量化運動の一環として「地球にやさしい循環型社会」を目指し「廃食用油の回収」を推進

③天童北部地域

○サケの稚魚放流事業及び川をきれいにする学習会の開催

○スーパー、コンビニエンスストアの協力を得てペットボトルの蓋「エコキャップ」を回収し、途上国の子供たちへのポリオワクチンを送るエコキャップ運動の実施

○有用微生物群「EM菌」を使った環境美化の取組みを開始し、天童北部小学校が実施するEM菌を利用したプール清掃を支援

④成生地域

○公民館にAEDを設置するため、アルミ缶の資源回収を実施

○EM菌を活用することによる、環境負荷軽減。EM発酵液を作るにあたり地区民から米のとぎ汁を提供してもらい、EM菌を利用し成生小学校のプール清掃の支援

⑤蔵増地域

○地区内通学路の清掃の実施

○EMに関する研修会を実施

○地区内ごみ不法投棄実態調査を実施

○家庭内粗大ごみの回収の取組み

⑥寺津地域

○奇数月の第4土曜日に、雑がみ回収の実施

○「心美しい日」の取組みとして、小学校、地域ぐるみで寺津沼周辺のごみ拾いや地域の一斉清掃を春と夏に実施

○サケの稚魚放流事業

⑦津山地域

○不法投棄に対する監視及び啓蒙活動の実施

○不法投棄防止看板の設置

○市環境衛生委員と協働で雑がみ回収を実施

○舞鶴山周辺の自然と歴史を学ぶウォーキングを実施

⑧田麦野地域

○絆の森林の周辺に散歩道を設置。緑の少年団と一緒に遊歩道に木材チップを敷設

⑨山口地域

○水晶山の自然保護活動及び「はしどい」の調査・保護活動の実施

○インクカートリッジ・ペットボトル・アルミ缶の回収。(放課後児童クラブと連携)

○エコキャップの回収(天童北部小学校へ)

⑩高掬地域

○ごみ減量化運動

・地区衛生組合等諸団体との合同でのポイ捨て禁止看板の設置及びごみ拾い活動

○ホテルが生息できるような水環境整備・礼井戸清掃と主な川の水質、生態調査

○サケの稚魚放流と勉強会の開催

○リサイクル活動「アルミ缶」回収

○花いっぱい運動の推進

・公民館から花いっぱいにする活動

・世代交流事業でのフラワーアレンジメント

・高掬小学校、高掬児童クラブ及びみどり保育園との交流

・フラワーサタデー「花とみどりを楽しむ会」の実施

⑪長岡地域

○花いっぱい運動の実施

○街路樹ますにマツバギクの植栽の取組み

○ごみ減量化運動(分別回収ちらしの作成配付)

○サケの稚魚放流事業及び川をきれいにする学習会の開催

⑫千布地域

○道路清掃(年2回)

○河川清掃(4~11月毎月1回)

- アルミ缶等の回収（通年）
- ごみ減量化研修会（1月）
- ひまわり迷路づくり（5～8月）
- 花いっぱい運動の推進
- サケの稚魚放流事業

⑬荒谷地域

- アルミ缶分別収集による車椅子等の取得活動
- 花の咲き誇るふる里づくり運動

### 公民館各種教室・講座等事業（平成22年度）

①天童南部公民館

- 環境啓発ポスターの掲示
- 公民館敷地内での花いっぱい運動（芝桜の植込みと垣根の整備）

②天童中部公民館

- 環境啓発広報チラシ等の配布

③天童北部公民館

- サケの稚魚放流事業及び川をきれいにする学習会の開催

④成生公民館

- 環境啓発広報チラシ等の配布

⑤蔵増公民館

- 環境啓発広報チラシ等の配布

⑥寺津公民館

- 環境啓発広報チラシ等の配布

⑦津山公民館

- 津山の自然を守る会の環境保全活動の支援

⑧田麦野公民館

- 環境啓発広報チラシ等の配布
- 田麦野地区青壮年会清掃活動

⑨山口公民館

- 環境啓発ポスターの掲示
- サケの稚魚放流

⑩高掬公民館

- 環境啓発広報チラシ等の配布（水きりバケツ関連効果広報）

⑪長岡公民館

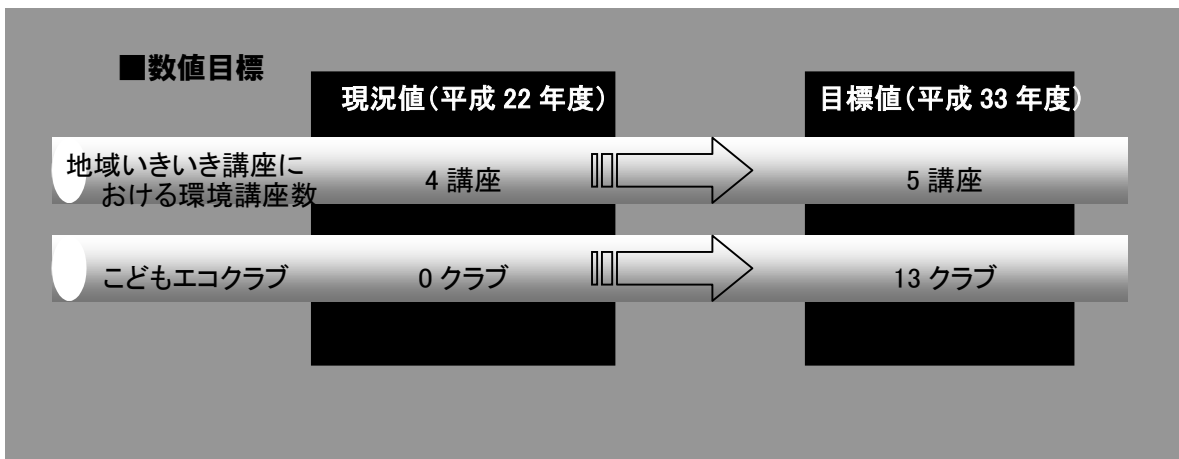
- 環境啓発広報チラシ等の配布

⑫千布公民館

- 環境啓発広報チラシ等の配布
- ⑬荒谷公民館
  - 子供と青年団とのミニ農園
  - 植物展の開催（春、夏）
    - ・身近な野草の展示
  - 種苗交換会の開催（自分で栽培している花や植木等の種や苗を持ち寄り交換し、地域内に広める）

## （2）基本方針と数値目標

市民一人ひとりの環境に対する意識を高めるため、地域づくり委員会活動を一層支援し、市民の環境学習体制を整えます。さらに、親子環境教室や地域いきいき講座の開催を通して、子供と大人の縦の学びの流れをつくるとともに、学習した知識を実践に結び付ける活動を市民、事業者、行政が一体となって推進します。



## （3）施策の実施（行政の役割）

	<行政の役割>
【市民活動】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域づくり委員会活動を積極的に支援し、地域住民の連帯と地域の実践力発展に生かせるように地域づくり委員会の活動を支援します。</li> <li>■ボランティアに関する情報の収集と提供に努め、市民のボランティアに関する意識の啓発と参加の促進を図ります。</li> <li>■公民館活動や環境学習活動をより効果的に行うため、高度化、多様化する学習ニーズに対応できるリーダーの発掘と育成を図ります。</li> </ul>

【教室・講座】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公民館が実施する各種教室・講座などにおいて、環境についても学習できるような体制を整備します。</li> <li>■ 市職員が講師として出向く地域いきいき講座において、環境に関するメニューのさらなる充実を図ります。</li> </ul>
【学習拠点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民プラザや公民館、高原の里交流施設「ぼんぼこ」などで、生活体験・自然体験情報を積極的に提供し、環境学習拠点の整備・充実を図ります。</li> </ul>
【情報】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ CD-ROM 版や FD 版による環境情報の提供を行います。</li> <li>■ 広報誌やホームページを活用し、公民館などの生涯学習施設で開催する環境講座や催し物案内、募集など、分かりやすい情報の提供を行います。</li> <li>■ 自然環境や公害の状況を分かりやすく表示する環境情報システムを構築し、地域環境資源の教材化を図ります。</li> <li>■ ホームページの充実を図り、迅速な環境情報の発信を行うとともに、市民、団体、事業所などが独自に持っている情報・データなどの収集に努めます。</li> </ul>
【イベント】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境月間行事や環境フェアなどの各種イベントを通じて、市民の関心を喚起します。</li> </ul>
【観光客】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 接客の基本となる「もてなしの心」に自然環境や環境マナーを伝える要素を取り入れ、醸成を図っていきます。</li> <li>■ ジャガラモガラや天童高原を訪れる人々と住民との対話や交流の場をつくります。</li> </ul>
【子供】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校教育活動全体を通して、環境を守り育てることの大切さを子供たちに教えます。就学前の子供についても、幼稚園・保育園との連携などによる遊びを通して環境教育を進めます。</li> <li>■ 学校と連携しながら、緑の少年団やこどもエコクラブの充実を図ります。</li> <li>■ 子供まつりでエネルギー問題を考えるなど、子供が環境問題にふれる</li> </ul>

	<p>ことができる場の提供に努めます。</p> <p>■水生生物調査などの環境学習への参加を支援します。</p>
【事業者】	<p>■事業所の ISO14001 の認証取得や中小事業者でも取り組みやすいエコアクション21の認証登録を推進するため、情報提供などの支援を行います。</p> <p>■事業者の環境に対する理解を深めるため、事業者向けの研修会を開催するとともに、従業員などに対する環境教育についても支援します。</p>

#### (4) 市民の役割と事業者の役割

	＜市民の役割＞	＜事業者の役割＞
【市民活動】	◆地域づくり活動に参加しながら、地域の環境を学びましょう。	◇商品販売などを通して、消費者への環境開発を行いましょう。
【教室・講座】	◆各種の講座、地域いきいき講座などに参加し、環境問題について考えましょう。	◇行政の提供する環境情報を積極的に活用するとともに、事業活動に伴い入手した情報の提供や公開などに努めましょう。
【学習拠点 【情報】	◆行政の提供する環境情報を積極的に活用しましょう。	
【イベント】	◆環境イベントなどに参加し、環境問題に関心を持つようにしましょう。	◇イベント開催の際には、環境コーナーなども設けましょう。
【観光客】	◆天童市の環境についての紹介を心掛けましょう。	◇天童市の環境についての紹介を心掛けましょう。
【子供】	<p>◆家庭で環境問題を話題にしましょう。</p> <p>◆家庭での責任として、環境マナーを身につけさせましょう。</p> <p>◆環境保全活動には、親子で積極的に参加しましょう。</p>	

	◆こどもエコクラブの結成を支援しましょう。	
【事業者】		<p>◇ISO14001 やエコアクション 21 の基本理念を継続しましょう。</p> <p>◇グリーン購入や従業員教育などを通して、取引先も含めた環境啓発に努めましょう。</p>



## 5-2 市民・事業者・行政の協力・連携体制の構築

### (1) 現状と課題

行政は、公民館や各種団体活動を通して地域との連携を深めていますが、事業者との連携は会議などの開催にとどまっており、地域と事業者との実質的な連携はあまり見られません。

近隣市町との環境問題に関する協議も、ごみ処理問題などに限定されているのが現状です。

### (2) 基本方針

市民・事業者・行政の役割を明確にするとともに、三者が連携・協力して施策の展開が図られる体制づくりに取り組みます。

### (3) 施策の実施（行政の役割）

	＜行政の役割＞
【協力体制】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各種事業計画を策定する場合は、市民参加方式を積極的に取り入れていきます。</li> <li>■行政は地域活動を支援し、地域自らの環境づくりを推進していきます。</li> <li>■ごみ処理については三市一町の自治体など、それぞれの関係自治体との協力体制を継続・強化し、環境問題について広域的な対応を図っていきます。</li> <li>■環境保全活動、イベント開催、情報交換などに際して、事業者や民間団体との協力体制を構築します。</li> </ul>

### (4) 市民の役割と事業者の役割

	＜市民の役割＞	＜事業者の役割＞
【協力体制】	◆環境を考える取り組みなどに積極的に参加協力しましょう。	◇行政、地域、事業者団体からの環境を考える呼びかけには積極的に応じましょう。



キャンドルナイト 2011

## 第6章

---

# 地域別環境活動の実践状況

## 1 地域別環境活動の実践状況

この章では、地域づくり委員会との懇談から、特に留意すべきことを抽出しました。

地域としては、水田や果樹園の多い西部地域、住宅や商店街が多く工業団地のある中部地域及び山林や果樹園の多い東部地域に3区分し、それぞれの地域ごとに主な環境活動などの実践状況を取りまとめました。

### ■地域区分と各地域の特徴

地域区分	地域の特徴	主要地区
西部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>水田地帯</li> <li>果樹園地帯</li> <li>水辺空間 主要河川の下流域、寺津沼、湧水、イバラトミヨ生息地、白鳥飛来地</li> <li>歴史文化 西沼田遺跡、成生荘、城下町（高揃・蔵増）など</li> </ul>	成生 蔵増 寺津 高揃
中部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅街</li> <li>商店街</li> <li>工業団地</li> <li>天童温泉</li> <li>緑の空間 出羽の三森（舞鶴山、八幡山、越王山）</li> <li>水辺空間 主要河川の中流域</li> <li>歴史文化 人間将棋、旧東村山郡役所など</li> </ul>	天童南部 天童中部 天童北部 長岡
東部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>果樹園地帯</li> <li>山林地帯</li> <li>緑の空間 天童高原、ジャガラモガラ</li> <li>水辺空間 主要河川の上流域、原崎沼、貫津沼</li> <li>歴史文化 若松寺、格知学舎など</li> </ul>	田麦野 山口 津山 干布 荒谷

### 【環境活動などの実践状況など】

#### （1）西部地域

##### ①生活環境

各地域で、水切りバケツや生ごみ堆肥化容器などを利用してごみの減量化に取り組んだり、「リサイクルの推進」を目的に家庭内粗大ごみ回収事業を行っています。各家庭の庭先で回収することや

処分費用がかからないことから、好評を得ています。

高速道路の整備に伴い、多数設置された側道やボックスカルバート内で不法投棄が目立つようになり、天童市環境衛生組合連合会各支部のボランティアによる回収作業が行われています。

また、婦人会が中心になって、マイバック、マイバスケットの取組みを行っています。

## ②自然環境

西部地域は、押切川や倉津川の下流域であり、最上川や寺津沼が存在することから、河川敷や水辺に生息する鳥類が豊富です。寺津沼の白鳥をはじめ、最上川周辺はサギや猛禽類などの格好の観察地点になっています。

## ③歴史文化環境

西沼田遺跡をはじめ、二階堂遺跡、仏向寺跡などの埋蔵文化財があります。特に、西沼田遺跡は、6世紀を中心とする古墳時代後期の農村集落遺跡です。公園内には、当時の植生を再現した樹木や河川、水田、復元建物があり、体験学習機能を備えた施設として整備されています。

伝統芸能である高揃獅子踊りは保存継承が行われていますが、寺津手人形芝居の伝承は、後継者不足などで難しい状況にあります。

## (2) 中部地域

### ①生活環境

天童中部地域では、循環型社会を目指し、使用済み食用油（BDF燃料）のリサイクルに力を入れています。ごみの減量、廃食油のリサイクルについて、天童中部小学校の子供たちにポスター作成を依頼し、優秀な作品をラミネートし、ごみ収集所に掲示しています。

長岡地区では、関係団体とごみ減量化や再資源化推進のネットワークを作り、各団体との事業計画の調整を図っています。

### ②自然環境

長岡地域で平成13年度から行っている花いっぱい運動は、約700個の花苗プランターをつくり、ガンバレ montedio のシールを貼って設置し、街路樹の植栽ますのマツバギクとともに花いっぱい運動を拡大しています。

### ③歴史文化環境

天童中部地域では、健康ウォーキングマップを作成し、区域内の各世帯に配布しています。

伝統芸能である維新軍楽隊は、天童南部小学校の子供たちにより伝承されています。

## (3) 東部地域

### ①生活環境

地域づくり委員会でアルミ缶を回収し、その収益で購入した車椅子やAEDを公民館分館や小学校などに配置する取組みを行っています。

また、公民館や各種団体による集団資源回収事業も積極的に行われ、ごみの減量化を図っています。

## ②自然環境

地域のシンボルである水晶山、天童高原、ジャガラモガラ、原崎沼など貴重な歴史や自然の宝庫があります。健康づくりや学習、交流の場ともなっており、地域のみなさんが草刈り、遊歩道の整備やごみ拾いなどを行いながら大切に保全しています。

一方で、近年は野生のさる、熊、カモシカ、イノシシが麓まで頻繁に出没して農作物を食い荒らすなどの被害があるため、田畑に電気牧柵を設置しており、人間と野生動物との共生が課題になっています。

また、高齢化と後継者不足のため、里山の保全と整備ができない状況がでてきています。

## ③歴史文化環境

伝統芸能としては、貫津箏箏担ぎ唄、村雲龍神太鼓、湯の上太鼓、天童妙見太鼓、山寺踊りなどの保存伝承が行われています。

# 第 7 章

---

## 進行管理

## 1 計画の推進体制と進行管理

この計画は、市民、事業者、行政のパートナーシップを原則とし、環境マネジメントシステムの考え方を基本とした次の方法により、確実な推進を図っていきます。

### (1) Plan（実行計画の立案）

この計画に掲げた各環境施策について、実行計画を立案し、取組方法を具体化していきます。この際、重点施策（ごみの減量）のほか、優先度の高い施策や早期に着手可能な施策から推進していきます。

なお、環境に関する基礎的条件や社会情勢などの変化に対応するため、5年を目途に計画自体の見直しを行います。

### (2) Do（個別施策の実施）

行政では、実行計画に掲げた施策について、取組みを推進していきます。

施策の実行には、市民、事業者の参加が不可欠となるため、市民、事業者、行政からなる組織「市民環境懇談会（仮称）」を開催し、三者の連携により取組みを進めていきます。

### (3) Check（個別施策の点検・評価）

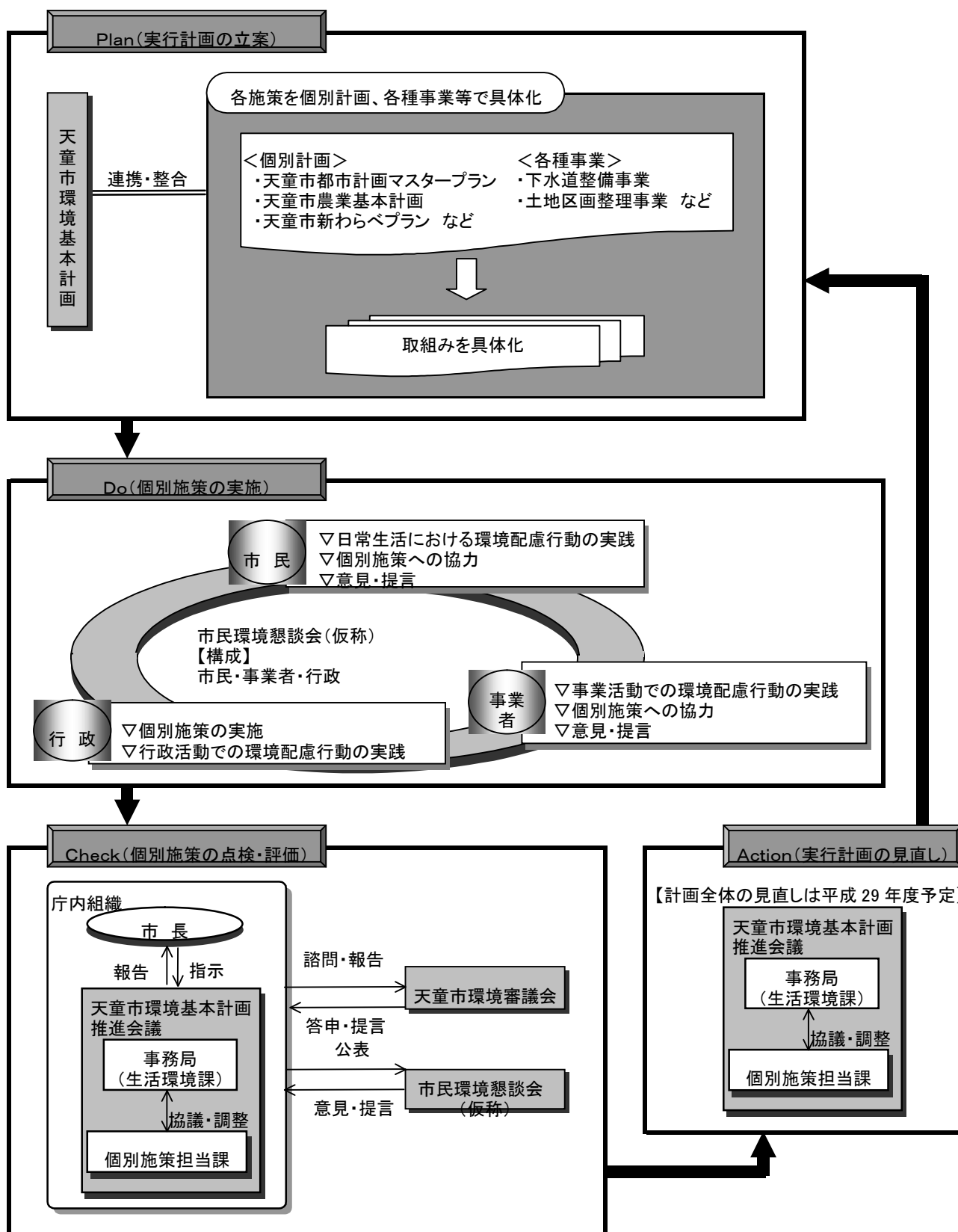
施策の実施段階では、内容が複数の所管にまたがるため、庁内の意見調整や協力・連携体制の維持のための総合的な調整組織が必要です。このため、庁内に「天童市環境基本計画推進会議」を設置し、点検・評価を行っていきます。

また、「天童市環境審議会」に進捗状況を報告し、そこでいただいた意見・提言を踏まえて環境施策を推進します。同時に、市民、事業者にも進捗状況を公表していきます。

### (4) Action（実施計画の見直し）

個別施策の展開については、自己評価や環境審議会などからの意見に基づき各施策の改善点を抽出し、次年度の見直しを行います。





## 2 環境情報の発信

市民、事業者が、天童市の環境の長所や改善点について理解していることは、今後、行政と協力・連携しながら問題に取り組んでいく上からも大切なことです。そのため、市は、天童市の環境の状況について、市報、ホームページなどで時機を捉え、市民や事業者に公表します。

# 資料編

---

# 1 天童市環境基本条例

平成12年3月29日  
条例第17号

産業の発展、都市化の進展、生活様式の変化などにより、人々の生活は快適かつ便利で物質的に豊かになってきたが、一方で、資源やエネルギーを大量に消費した結果、環境への負荷が増加し、都市型及び生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化しつつある。そして、地球規模での環境汚染や自然の破壊がもたらされつつある。

天童市民は、緑豊かな恵まれた自然と、先人が築き上げてきた歴史と伝統を継承し、快適な都市環境の形成を目指して、まちづくりを進めてきた。

私たちは、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、次の世代により良い環境を引き継ぐ責務を負っている。身近な環境を守るためには、本市にかかわるあらゆる人々が協力し合い、地球的視野に立って自然と共生する環境にやさしい生活文化を創造していかなければならない。

これらの認識に基づき、豊かな自然と悠久の歴史・文化などの地域的特性を生かした環境への負荷が少ない、持続的発展が可能な都市を創造し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、天童市環境基本条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにすることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因及びその原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 良好な環境 土地利用、人口等の社会環境及び植物、動物等の自然環境との調和によって生じる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。
- (3) 地球環境保全 地球の全体又はその広範な部分において、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他環境への負荷を生じさせる原因となる活動を防止し、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある植物、動物等及びそれらの生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

（環境の保全及び創造に関する基本理念）

第3条 良好な環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、人類存続の基盤である社会環境が将来にわたって維持されるようにすること。
- (2) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適切に保全されるよう、大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるようにすること。
- (3) 生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全されるようにすること。
- (4) 地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化、歴史遺産が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されることにより、文化環境が良好に形成されるようにすること。
- (5) 地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、及びこれらの循環的利用が図られることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が築かれるようにすること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県その他の関係機関と協力し、自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造のため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活が良好な環境の保全及び創造に密接にかかわっていることを深く認識し、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用その他の環境

への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

第7条 市長は、市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第16条に規定する天童市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

6 市長は、市が講ずる施策の策定及び実施に当たっては、良好な環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制の措置)

第8条 市は、公害を防止するため公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造のための指導及び助言)

第9条 市は、良好な環境の保全及び創造を行ううえでの支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動又はそれを生じさせる原因となる活動（以下「負荷活動」という）を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置を取るよう指導及び助言を行うとともに、特に必要があるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育並びに学習の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が人と環境とのかかわりについて理解を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、良好な環境の保全及び創造に関する教育並びに学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の推進)

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必

要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、第10条に規定する環境の保全及び創造に関する教育並びに学習の推進に資するため、個人及び法人の権利並びに利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を把握し、良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査、情報収集及び研究の体制の整備に努めるものとする。

(環境の状況等の報告書の作成等)

第14条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(地球環境保全の推進等)

第15条 市、市民及び事業者は、行政活動、日常生活又は事業活動が地球環境の保全上の支障の原因とならないよう努めるものとする。

2 市は、関係機関と協力し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

### 第3章 環境審議会

(環境審議会)

第16条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市の区域における良好な環境の保全及び創造に関して、基本的事項を調査及び審議するため、天童市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、並びにこれらの事項に関して市長に意見を述べることができる。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、10人以内の委員をもって組織し、委員は、必要の都度、市長が委嘱する。

4 前項の委員のほか、特別の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、審議会に臨時に専門委員を若干人置くことができる。

5 前項の専門委員は、必要の都度、市長が委嘱する。

6 前3項の委員及び専門委員は、第2項に規定する調査及び審議並びに建議又は第4項に規定する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(規則への委任)

第17条 前条に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第4章 補則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか環境の保全及び創造に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。



## 第二次天童市環境基本計画

---

発行 平成24年3月

編集・発行 天童市 市民部 生活環境課  
天童市老野森一丁目1番1号  
電話 (023) 654-1111

---